

地方分権の推進に関する法律案についての冬柴鐵三君の趣旨説明

を高めていくため、地方分権の推進が不可欠であります。

このため、政府は、地方分権の推進を当面の重要課題の一つとして位置づけ、各方面の御意見を踏まえつつ、昨年十二月二十五日に「地方分権の推進に関する大綱方針」を閣議決定いたしました。本法律案は、この大綱方針の基本的方向に沿つて取りまとめ、ここに提案申し上げる次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一は、地方分権の推進に関する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務であります。

地方分権の推進は、各般の行政を展開する上で國及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとしております。また、國及び地方公共団体の責務について、所要の規定を設けております。

第一は、地方分権の推進に関する基本方針であります。

地方分権の推進は、國においては國際社会における国家としての存立にかかる事務など國が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体においては地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うことを旨として行われるものとしております。

また、地方分権の推進に関する施策として、國は地方公共団体への権限の移譲を推進するとともに、地方公共団体に対する國の関与、必要規制、

機関委任事務、補助金等の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとしております。

このほか、國は地方税財源の充実確保を、また、地方公共団体はその行政体制の整備確立をするものとしております。

第三は、地方分権推進計画であります。

政府は、地方分権の推進に関する基本方針に即して地方分権推進計画を作成し、当該計画を国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならないことといたしております。

第四は、地方分権推進委員会であります。

委員会は、地方分権推進計画の作成のため的具体的な指針を内閣総理大臣に勧告するとともに、同計画に基づく施策の実施状況を監視し、その結果に基づき内閣総理大臣に必要な意見を述べることを任務としており、委員会の勧告または意見を述べた、國及び地方公共団体の責務について、所要の規定を設けております。

第一は、地方分権の推進に関する基本方針であります。

委員会は、すぐれた識見を有する者のうちから二人をもって組織することとするとともに、委員会の事務を処理させるための事務局を置くことといたします。

また、委員会は、行政機関及び地方公共団体の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明そのものとしております。

他の必要な協力を求めることができる」としているほか、特に必要があると認めるときは、みずから行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査することができます。

なお、この法律は、政令で定める施行の日から起算して五年を経過した日につの効力を失うことといたします。

以上が、この法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(土井たか子君) 提出者冬柴鐵三さん。

〔冬柴鐵三君登壇〕

○冬柴鐵三君 ただいま議題となりました地方分権の推進に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

いわゆる中央集権型行政システムが、明治以来の我が國の近代化に一定の役割を果たしてきたことは事実ですが、今日においては、行政権限の国への過度の集中をもたらし、行政の非効率化を招いているほか、長年にわたる東京圏への諸機能の一極集中など、さまざまな弊害が生じております。

このような弊害を除去し、地方公共団体がその実情に沿った個性あふれる行政を展開できるよう、その自主性及び自立性を高め、地域の個性を生かした多様で活力あふれる地域づくりを進めることが、國民一人一人がゆとりと生活の豊かさを実感できる社会を実現する上で極めて重要である

ことといたしております。

委員会は、すぐれた識見を有する者のうちから二人をもって組織することとするとともに、委員会の事務を処理させるための事務局を置くことといたします。

この法律案の趣旨であります。

委員会の同意を得て内閣総理大臣が任命する委員

会の事務を処理させるための事務局を置くことといたしております。

また、委員会は、行政機関及び地方公共団体の責務について、所要の規定を設けております。

分権型行政システムへの転換を図ること、すなわち地方分権の推進が不可欠なのであります。

これは、新進党への合併前の政党である新生党、公明党、日本新党及び民社党のそれぞれの政策提言及び自民党並びに社会党の各政策提言、経団連やいわゆる民間政治協調の再度の緊急提言、地方六団体の意見書、内閣総理大臣に対する行革審及び地方制度調査会の第二十ないし二十二次及び二十四次の各答申等がひとしく指摘するところであり、また、衆議院及び参議院の地方分権の推進に関する決議に示されるように、国民合意は既に形成済みといふべきであります。新進党は、かかる事実を踏まえ、地方分権の推進を当面の重複課題として位置づけ、党内機関による意見集約を踏まえて本法律案を取りまとめ、ここに提出申しあげる次第であります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一は、地方分権の推進に関する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務であります。

地方分権の推進は、各般の行政は地域の実情に応じて処理されることが重要であることを踏まえ

に国及び地方公共団体の責務であります。

地方分権の推進は、各般の行政は地域の実情に応じて処理されることが重要であることを踏まえつつ、これを展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとしております。また、國、地方公共団体の責務について、所要の規定を設けております。

第一は、地方分権の推進に関する基本方針であります。

地方分権の推進は、国においては国際社会における国家としての存立に直接かかわる事務などが本来果たすべき最小限の役割を明確にしこれを

重点的に担い、地方公共団体においては地域において行政について企画、立案及び調整を含め一貫して自主的かつ自立的にこれを実施する役割を広く担うことを旨として行われるものとしておりま
す。

また、地方分権の推進に関する施策として、国は地方公共団体への権限の移譲を推進するととも

に、機関委任事務制度及び地方事務官制度を廃し、
し、國の地方行政機関の整理及び合理化を行い、
並びに地方公共団体に対する國の関与及び必置規
制を法令で特に定める必要最小限のものとするほ
か、地方公共団体に対する國の負担金、補助金等
の支出金の整理及び合理化並びに地方債の許可制
度の弾力化及び簡素化を行う等、地方分権の推進
を計画的にを行い、おおむね五年を目途に具体的な成
果を上げるものとしております。

なお、権限移譲は、できる限り基礎的な地方公共団体である市町村へ行われるよう配意するものといたしております。

第三は、地方分権推進計画であります。

政府は、地方分権の推進に関する基本方針に即して地方分権推進計画を作成し、当該計画を国会に報告とともに、その要旨を公表しなければならないこととしております。

以上が、この法律案の提出理由及びその内容の概要になります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くだ
さるようお願ひいたします。(拍手)

我々は、衆参両院における決議の意義を踏ま
ないものであります。山深ければ道路しと有しま
すが、地方分権の実現という時代の大転換期にお
ける一大事業に向けて、政治の強力なリーダー
シップがいよいよ不可欠となつてまいります。

地方分権推進法案(内閣提出)及び地方分権の
推進に関する法律案(冬柴謙三君外三名提出)
の趣旨説明に対する質疑

以下、順次、両案に沿ってお尋ねをいたしま
す。

○山本拓君 私は、ただいま議題となりました政
府提出の地方分権推進法案並びに新健党提出の地

地方分権は、ややもすると、中央と地方の役所
ということあります。

府提出の地方分権推進法案並びに新進党提出の地方分権の推進に関する法律案につきまして、新進党を代表し、政府並びに新進党の提出者双方に質問をいたします。

間の権限争いの問題として取り上げられたり、中央レベルでの議論が先行し、住民や市町村レベルでの関心が薄いのではないかという危惧が取りざた

憲政史上初の地方分権の推進に関する決議に参加した者の一人として、地方分権を進めるための法

分権の具体的な姿がいま一つイメージできないでいることに大きな原因があるのでないかと考え

たことに對し深い感銘を覚えますとともに、いよいよ

その点から政府案を見ますと、権限や財源について、何を分権するのかという具体的な中身が全

しかししながら、本法は、地方分権の目的ではなく手段であり、重要ではあるがその第一歩にすぎ

に対する山本拓君の質疑

きでなく、国民の前に可能な限り実現への手順と具体的な姿を示し得るものかどうかが大切であり、国民各界各層の幅広い関心と参加を喚起することが求められています。この点について、総理及び新進党提出者にその所見をお尋ねいたしました。

第一に、国と地方公共団体の役割分担であります。地方自治の確立のために行政権限の国への過度な集中による弊害除去が必要であります。憲法九十二条は地方自治の基本原則をうたっておりますが、ここでもうたわっている地方自治の本旨が余りにも軽視され、ゆがめられてきたのではないかという感を強く抱くものであります。

今や我が国は、戦後復興期から高度成長期を通じたキャッチアップ型の社会構造から、成熟型社会へ向けた多様な国民ニーズに対応できる新たな政治・行政・経済システムへの構造転換を迫られているのであります。国と地方の役割分担に当たっては、国の役割は限りなく限定的にとらえる一方、地方にあっては、企画、立案、調整そして実施と一貫した役割を広く担つべきであり、これまでの国と地方の役割に対する抜本的な発想の転換が求められていますが、総理及び新進党提出者の御所見をお尋ねいたします。

第三に、地方分権の推進に関する国の施策についてであります。政府案によりますと、権限の移譲に当たっての

国との関与、位置規制、機関委任事務制度等について整理合理化その他所要の措置を講するとあるのみで、具体的な内容は一切示されておりません。先ほども申し上げましたように、これでは地方自治体も住民も地方分権の具体的な姿を思い浮かべることはできないであります。この点については骨抜きとの批判もある大綱方針以上に後退したものと断ざざるを得ません。

機関委任事務制度の廃止は地方制度調査会においてもたびたび答申されておりますが、今や国民的コンセンサスを得たものというべきであります。総理はみずから諮問機関である地方制度調査会の答申をどのように考えておられるのか、答申を尊重する義務はないのか、お尋ねをいたしました。

第五に、地方公共団体の税財政基盤についてです。

さらに、平成四年十一月に社会党がまとめた「地方分権推進法とプログラムの試み」におきましても、機関委任事務の原則的廃止がうたわれています。

一方、地方にあっては、企画、立案、調整そして実施と一貫した役割を広く担つべきであり、これ

の点についてどのようにお考えになっておられるのか、お尋ねをいたします。

また、このような基本的事項についての方向性

すら明示せず、今後の議論にゆだねることは、先

送り以外の何物でもなく、政治のリーダーシップはどこにも感じられない極めて無責任な態度であると言わざるを得ません。総理の御所見をお尋ねするものであります。

第四に、基礎的自治体である市町村への権限移譲のあり方についてであります。

市町村レベルで見ますと、ある意味での格差があることは否定できません。したがいまして、当面、二層制を前提とした分権の推進が現実的であります。

第五に、地方公共団体の行政体制の整備につ

てであります。

第六に、地方公共団体の税財政基盤につ

てであります。

第七に、本法の時限立法化と実現のめどにつ

てであります。

政府案によりますと、五年間の時限立法との規定はあるものの、何をいつまでに実現するのか明

らかにされておりません。五年間で結果が出な

かつたものはどうなるのか。五年たつたら根拠法

を失い、はいそれまでよということになりはしな

いか。うがった見方をすれば、この法律案は地方

分権推進法ではなく、地方分権中止法になりかね

ない危険をはらむものであります。時限立法の意

ないものであり、地方公共団体の税財政基盤の整備に当たって、何を重視し、どのように組み立てていくのか、具体的な指針を明示すべきではないかと考えますが、総理の御所見をお尋ねするものであります。

第八に、市町村レベルで見ますと、ある意味での格差があることは否定できません。したがいまして、当面、二層制を前提とした分権の推進が現実的であります。

第九に、地方公共団体の行政体制の整備につ

てであります。

第十に、地方公共団体の税財政基盤につ

てであります。

第十一に、本法の時限立法化と実現のめどにつ

てであります。

政府案によりますと、五年間の時限立法との規

定はあるものの、何をいつまでに実現するのか明

らかにされておりません。五年間で結果が出な

かつたものはどうなるのか。五年たつたら根拠法

を失い、はいそれまでよということになりはしな

いか。うがった見方をすれば、この法律案は地方

分権推進法ではなく、地方分権中止法になりかね

ない危険をはらむものであります。時限立法の意

ないものであり、地方公共団体の税財政基盤の整備に当たって、何を重視し、どのように組み立てていくのか、具体的な指針を明示すべきではないかと考えますが、総理の御所見をお尋ねするものであります。

第十二に、市町村レベルで見ますと、ある意味での格差があることは否定できません。したがいまして、当面、二層制を前提とした分権の推進が現実的であります。

第十三に、地方公共団体の行政体制の整備につ

てであります。

第十四に、地方公共団体の税財政基盤につ

てであります。

第十五に、本法の時限立法化と実現のめどにつ

てであります。

政府案によりますと、五年間の時限立法との規

定はあるものの、何をいつまでに実現するのか明

らかにされておりません。五年間で結果が出な

かつたものはどうなるのか。五年たつたら根拠法

を失い、はいそれまでよということになりはしな

いか。うがった見方をすれば、この法律案は地方

分権推進法ではなく、地方分権中止法になりかね

ない危険をはらむものであります。時限立法の意

味と、五年間で何をどのように実現しようとされ
ておられるのか、総理の所見をお尋ねするもので
あります。

また、新進党案によりますと、「五年を目指
に、具体的な成果をあげる」とする一方、时限立法
はされておりません。これはどのような理由に
よるものか、今後の具体的手順とあわせて新進党
提出者の御所見をお尋ねするものであります。

最後に、地方分権推進委員会の事務局の独立性

の確保についてであります。

地方分権推進委員会は、地方分権推進計画の作
成のための具体的指針の勧告や実施状況の監視
等、地方分権推進計画に関して一貫した役割を担
うものであり、その機能にふさわしい実効ある推
進機関としなければなりません、その委員会活動
を十二分にバックアップするためには、課題の重
要性、迅速性、公平性の観点からも、事務局の独
立性があり、その機能にふさわしい実効ある推
進機関としなければなりません、その委員会活動

を行ひ、地方分権大綱を閣議決定したところでござ
ります。

新進党的対案についてのお尋ねですが、

政府案とかなりの部分で一致しているようですが、
いまして、目指すべき方向におきましても根本的
対立点はないのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、政府といいたしまして
は、御審議をいただいております地方分権推進
法案は、先般閣議決定をいたしました地方分権大
綱に沿って立案したものでございまして、政府と

いたしましては、本法案についてぜひとも御理解
をいただけるよう最善の努力を尽くしてまいりました
いと考えております。

次に、機関委任事務の原則廃止を明示せず委員
会にゆだねることは議論の先送りではないかとの
お尋ねでございますが、政府といいたしましては、
お尋ねでございますが、政府といいたしましては、
先ほども申し上げましたように、機関委任事務の
整理合理化を積極的に推進するとともに、その制

け大きく貢献することを期待いたしまして、私の
質問といたします。(拍手)

〔内閣総理大臣村山富市君登壇〕

○内閣総理大臣(村山富市君) 山本議員の質問に
お答えを申し上げたいと思います。

まず、法案の成立に向けた決意についてのお尋
ねでございますが、地方分権につきましては、今
や大きな時代の流れであり、もはや実行の段階で
あると認識をいたしております。政府におきまし
ては、昨年、行政改革推進本部の地方分権部会に
おきまして、地方制度調査会や地方六団体を初め

すが、今般の地方分権推進法案では、地方分権の
推進に関する基本理念を示し、その上で、権限移
譲、国の関与、必置規制等の整理合理化を推進す
ることとするなど、国の施策の基本方針を示して
おるところでございます。

さらに、同法案では、地方分権推進委員会が計
画的具体的な指針を勧告し、政府はこの勧告を尊
重して地方分権推進計画を作成し、総合的かつ計
画的に地方分権を推進することとしたものでござ
いまして、具体的な手順等を明らかにしていると
ころでございます。

なお、地方分権の個別具体的な内容につきまし
ては、国と地方の役割分担のあり方を踏まえ、地
方分権推進計画の作成過程において具体的に検討
されていくものと考えております。

次に、機関委任事務の原則的廃止について社会
党委員長としてどのように考えているのかとのお
尋ねでございますが、日本社会党におきまして
も、平成四年十一月に取りまとめられた地方

分権推進のプログラムにおきましては、機関委任
事務の原則的廃止による整理合理化を掲げており
ます。政府といいたしましても、機関委任事務の整
理合理化を積極的に進めるとともに、制度そのも
のについても検討することいたしたものでござ
いまして、その趣旨は生かされているものと考え
ておるところでございます。

次に、機関委任事務の原則廃止を明示せず委員
会にゆだねることは議論の先送りではないかとの
お尋ねでございますが、政府といいたしましては、
お尋ねでございますが、政府といいたしましては、
先ほども申し上げましたように、機関委任事務の
整理合理化を積極的に推進するとともに、その制

すが、今般の地方分権推進法案では、地方分権の
推進に関する基本理念を示し、その上で、権限移
譲、国の関与、必置規制等の整理合理化を推進す
ることとするなど、国の施策の基本方針を示して
おるところでございます。

さらに、同法案では、地方分権推進委員会が計
画的具体的な指針を勧告し、政府はこの勧告を尊
重して地方分権推進計画を作成し、総合的かつ計
画的に地方分権を推進することとしたものでござ
いまして、具体的な手順等を明らかにしていると
ころでございます。

なお、地方分権の個別具体的な内容につきまし
ては、国と地方の役割分担のあり方を踏まえ、地
方分権推進計画の作成過程において具体的に検討
されていくものと考えております。

次に、機関委任事務の原則的廃止について社会
党委員長としてどのように考えているのかとのお
尋ねでございますが、日本社会党におきまして
も、平成四年十一月に取りまとめられた地方

分権推進のプログラムにおきましては、機関委任
事務の原則的廃止による整理合理化を掲げており
ます。政府といいたしましても、機関委任事務の整
理合理化を積極的に進めるとともに、制度そのも
のについても検討することいたしたものでござ
いまして、その趣旨は生かされているものと考え
ておるところでございます。

次に、機関委任事務の原則廃止を明示せず委員
会にゆだねることは議論の先送りではないかとの
お尋ねでございますが、政府といいたしましては、
お尋ねでございますが、政府といいたしましては、
先ほども申し上げましたように、機関委任事務の
整理合理化を積極的に推進するとともに、その制

報 (号外)

度についても検討を行うこととしておりまして、適切な結論が得られるよう責任を持って鋭意努力をする所存でございます。

て、その分権の趣旨に沿って適切に対処してまいりたいと考えているところでございます。

なお、改革の期限をあいまいにすることは改革の実施を先送りすることにつながりかねません。明確な期限を切って、その間に最大限の努力を尽

事項として各方面からの提言、意見また答申等が提出をされ、論議をされてきたところであります。去る平成五年六月、衆参両院において、憲政す。

次に、市町村への分権についてのお尋ねでござりますが、市町村は基礎的な自治体として、また、都道府県は地域における総合的、広域的な行政主体として、それぞれ自主的、自立的な行政が展開できるようにしていく必要がございます。昨年十一月の地方制度調査会の答申でも、国からの権限移譲等を進めるに当たりましては、当面、都の閨与等の廃止、緩和、地方税財源の充実強化を進め、地方公共団体の自主性、自立性を強化していくことが必要であると考えておるところでござります。

えているところがござります。政府いたしましては、この法案の成立後できる限り速やかに地方分権推進委員会を発足させ、具体的な指針の検討に着手していただき、その勧告を尊重して、充実した内容の推進計画を作成するとともに、その実行に努力してまいりたいと考えておるところでございます。

今や、地方分権が論議のときを過ぎ、いよいよ実現のときを迎えており、本法の使命は、地方分権推進の実効性を確保するとともに、田指すべきととなつた地方行政委員会決議では、草案の作成から各党の調整に当たり、委員会で決議文を提案した者として、まことに感慨無量であります。

「効率的であり、その上で、住民により身近な存在であり地域づくりの主体である市町村への移譲を進める」ことが適当であるとされているところでござりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、地方公共団体の税財政基盤の整備についての御質問でござりますが、先般の税制改革においても、地方分権を推進し、地方税源の充実を図るため、地方消費税を導入することとしたと

このような地方分権推進の成果を上げるために、まず、国として行うべき事項を定めることが必要ですが、同時に、地方公共団体においても行政改革を推進するとともに、行政の公正の確保と透明性の向上及び住民参加の充実等、新たな地方公共団体の役割を担うにふさわしい行政体制の整備・確立を図ることが必要である」とは申し上げるまでもございません。

ころでございます。地方分権推進法案においては、「國は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、國と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るものとする。」とされているところでございます。地方の税財政基盤の整備は、國・地方を通ずる事務分配等を初めとする地方行政財政制度全般のあり方を踏まえつつ検討する問題でございまして

時限立法としての意味及びその間の進め方についてのお尋ねがございましたが、地方分権推進法案においては、地方分権推進計画の作成から実施まで一定の期限内に集中的かつ計画的に取り組むことが具体的な成果を上げる上で最も効果的であるとの認識のもとに、地方制度調査会の答申をも参考として五年の時限立法としたものでござります。

以上です。（拍手）
〔増田敏男君登壇〕
○増田敏男君 私は、提案者の新進党の増田敏男
でござります。山本拓議員の質問の第一、第二に
ついてお答えをいたします。
本法律に何が求められているかについてのお尋
ねであります。

考っております。（拍手）
したがいまして、私どもの法案は、地方分権の推進に関する国の施策に当たっては機関委任事務制度や地方事務官制度の廃止を明記しているほか、地方の自主財源である地方税の充実強化を基本とした財政基盤の整備等を明記しているところであります。これらのことは、既に地方制度調査

に補佐」かつ、「委員会の客観的、公正な立場から
の調査審議を確保するため、独自の事務局を設
置すること」といたしております。実際の体制につ
きましては、委員会の業務に支障が生じないよう
配慮してまいる所存でございますので、御理解を
いただきたいと存じます。

政府案の提出を受け、次の焦点は推進委員会の人事であるとのマスコミの論調も見受けられます。どのような方に委員になっていただかはもちらん大事なことではありますが、本法に具体的な方向を示さずに、政府や委員会の作業に丸ごとやだねるということは無責任であり、地方分権を進めるための法律としてはまことに不十分なものと考えております。(拍手)

○増田敏男君 私は、提案者の新進党の増田敏男でございます。山本拓議員の質問の第一、第二についてお答えをいたします。

したがいまして、私どもの法案は、地方分権の推進に関する国の施策に当たっては機関委任事務制度や地方事務官制度の廃止を明記しているほ

本法律に何が求められているかについてのお尋ねであります。

か、地方の自主財源である地方税の充実強化を基本とした財政基盤の整備等を明記しているところです。これらのことは、既に地方制度調査

会を初めとする各答申や意見に共通するものであり、国民的なコンセンサスは十分得たものと考えております。今後、これらの実現に向けてどのように方法でどのように成果を上げていくかという

ことが政府及び委員会の役割である、このように考えております。

次に、国と地方公共団体の役割分担のあり方にについてのお尋ねであります。

ただいま山本議員が御指摘になられました認識と全く意を同じくするものであり、キャッチアップ型の社会構造から成熟社会へ向けた新たな社会システムの構造転換を行っていく上で歴史的な変革期を迎えている世界の中には、国としては内政面の役割を整理し、国際化への対応等へ重点的に取り組む体制に転換すべきときであり、必然的に国の役割は限定化されてくるものと考えております。その意味で、国と地方の役割に対する抜本的な発想の転換が必要だ、このように考えるものであります。

したがいまして、私たちの法案では、国が本来果たすべき最小限の役割を明確にするとともに、地方においては、これまでどちらかといえば企画、立案は国がやり、それを地方がいわゆる下請的に実施をするという役割分担の発想を変え、企画、立案、調整を含め一貫して実施する役割を担うべきであるとしたところであります。御理解を賜りたいと思います。(拍手)

〔今井宏君登壇〕

○今井宏君 山本拓議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、住民に一番身近な地方自

治体は言うまでもなく市町村でありますから、最終的には、当然市町村が住民の多様なニーズをくみ上げ、自主的かつ自立的に施策を実施していく

ことが望ましいと我々は考えております。

ただ、御承知のように、一口に市町村と言いましても、人口が百万人を超える大都市もあれば千

人未満の村もあるわけとして、すべての市町村が同じスタートラインに立てない事情も一方ではあるわけでございます。

地方制度調査会の答申や地方六団体の意見書でも述べられておりました通り、当面は現在の二層制を前提としながら地方分権を推進する方策を積極的に取りまとめ、新進党案にあるとおり、できる限り基礎的な地方公共団体である市町村へ権限が移譲されるよう国は配意するべきであると考えております。

以上、いろいろと申し述べてまいりましたが、

市長を十六年経験してきた者といたしまして、今

この場で一番指摘しておきたいことは、現場で直

接住民に接し事情を最もよく知り得る立場にある

者の判断と責任が尊重されるような体制を確立

し、住民主権と住民自治を定着させることができ

分権の根本であり、そのための推進法でなければならぬということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。(拍手)

〔山崎広太郎君登壇〕

○山崎広太郎君 答弁の順序が前後しますが、ま

まず第一に、行政能力のさらなる向上が必要で

次に、地方公共団体のあるべき姿と今後の課題

あります。住民の多種多様な価値観に的確に対応していくためには、職員の意識改革を含め、今まで以上に自助努力が求められることになります。

ただいま山本議員御指摘のとおり、地方分権推進委員会の機能をふさわしい事務局スタッフとそ

の独立性は、ぜひとも確保すべきものと考えてお

ります。したがいまして、私どもは、事務局ス

истемの整備を挙げなければなりません。外部

監査制度や住民モニターの充実、オンラインマン制度の創設など、さまざまな施策を検討する必要があります。

第三に、住民の信頼の確保が求められます。情報公開し、住民であれば誰でもアクセスやすい仕組みに変えていく必要があります。

第四として、住民の参加への配慮があります。住民発意などの直接請求制度や地方議会の活性化、そのための積極的な広報活動や啓蒙活動が一度必要になってまいります。

第五として、住民の信頼の確保が求められます。地元分権を進めしていく上で、一定の期限の中で

成果を上げ得る、実効ある地方分権の推進方策を

どのように仕組んでいくのかという点は、私どもも特に腐心したところであります。

今日求められている地方分権が、単なる国から地方への一方的な権限移譲のみで終わるものではなく、国と地方の新たな仕組みを構築し、そしてさらにそれを発展させていくものであるという視

点からすれば、時限立法は本来なものではないのです。また、明治以来

はいかと考えるのであります。また、明治以来の行政システムの大転換をスムーズに実施していくためには、周到な準備も必要であります。そし

て、具体的指針の勧告、推進計画の作成、実施状況の監視という流れを考えますとき、時限立法では結果的に地方分権を中途半端なものにしてしまうおそれがあることからも、あえて時限立法の措

置をとらないとの結論に達したのであります。

もとより、その作業に当たっては、計画的、集

中的に取り組むべきことは当然であります。私ども

は、五年を目指す具体的な成果を上げることを目標に掲げ、勧告の国会報告や委員会の審議概要の公

表を義務づける等の措置によりまして、進行管理を行つていこうとするものであります。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、地方分権が国と地方の新たな仕組みをつくり上げようとするものであり、立法権が唯一國に帰属する現状からいたしまして、行政の裁量にゆだねず、この分権推進法の中でできるだけ地方分権の具体的方向を指示示すことが我々立法院に課せられた責務であるということを申し上げまして、御答弁とさせていただきます。(拍手)

○副議長(鯨岡兵輔君) 荒井聰君。

[荒井聰君登壇]

官 報 (号外)

さて、本論の地方分権についてであります。地方分権の推進は、特殊法人改革、規制緩和と並び行政改革の大きな柱の一つであり、むしろ本格的な行政改革を進めるための基礎的条件ではないかと私は考えるところでございます。

戦後の経済復興と国民生活の安定をなし遂げ、成熟化を迎へつある我が国においては、今や地方の時代あるいは国から地方へ、画一性から多様性への言葉に象徴されるとおり、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、国民一人一人が真にゆとりと豊かさを実感できる社会をつくり上げ、國民福祉の増進を図つていくことが望まれております。今や、地方公共団体がその実情に応じて地方の責任と裁量と負担のもとに個性ある行政を展開していく地方分権の推進は、大きな時代の流れとなりました内閣提出に係る地方分権推進法案につきまして、村山内閣総理大臣を初め関係閣僚に質問をいたします。

まず、本論に入る前に、現下の緊急課題である円高対策について伺います。

この数日、円相場の急騰が著しく、「ドル九十九円を突破するなど未曾有の高騰ぶりを見せており、このままの状態では我が國経済に深刻な影響を与えることが懸念されます。円高問題は為替相場の問題でもあり、これへの対応は大変難しいものがあると考えますが、今回の円高問題に対する総理の所見を伺います。

戦後は、地方制度調査会や臨調及び累次の行革

審答申を初め全国知事会等の地方団体などが、幾度となく分権の必要性を指摘しております。さらに、平成五年六月には、衆参両院において地方分権の推進に関する決議が採択され、「地方分権を積極的に推進するための法制定をはじめ、抜本的な施策をあげて断行していく」ということ

が決議されております。

地方分権の推進は、地方公共団体等の地方関係者のみならず、國民がこぞつて久しく待ち望んでいたものであり、ここに内閣から地方分権推進法案が提出されたことはまことに喜ばしく、心から歓迎するとともに、この難事業に真正面から取り組まれる総理の決意を高く評価するものであります。

さて、地方分権推進法案について、若干総理のお考えを伺いたいと思います。

地方分権の推進に当たっては、まず何よりも、しなやかで多様性に満ちた国家を形成しようとするものであり、その実現には大きな困難を伴うものと考えます。地方分権を日本で最初に唱えた福沢諭吉は、その著書「分権論」の中で、分権の必要性を切々と説く一方、「治權の整頓に至るまでは十年を以て待つ可らず、二十年を以て期す可

財政改革はもとより、人材育成を図ることも、条例制定権の拡大などを通じて議会の活性化を図る必要があると考えます。

このような地方分権を推進する上で最も重要な出発点は、國と地方との関係をどのようにとらえるかということです。従来、ともすれば、國と地方の関係については、両者が相対して権限を奪い合うという形でとらえられてきた嫌いがありますが、住民福祉の向上の観点から見た場合、國と地方との関係について総理はどうな

認識をお持ちですか。総理のお考えを伺いたいと思います。

次に、機関委任事務制度についてお伺いいたします。

機関委任事務制度は、國と地方との関係なり地方分権を考える際に必ず議論の俎上に上つてまいります。機関委任事務については、地方サイドから、機関委任事務があるがゆえに地方公共団体において処理するとの基本方針のもとに、國と地方公共団体との役割分担を見直すことが基本であります。そして、この結果に基づき、國に過度に集中している行政権限の地方公共団体への移譲や地方公共団体に対する國の関与、必置規制の整理合理化等を推進していく必要があると考えます。これに伴い、必要な財源の配分見直しを行うことも重要なことがあります。

他方、地方公共団体においては、みずから行革を廃止したほか、機関委任事務についての議会や

監査委員の関与を認めるなどの改善措置が講ぜられてきたところであります。

機関委任事務の中には、国政選挙、外国人登録、戸籍事務なども含まれており、住民の利便と全国的統一性、公平性の調和を図るものとして、これらの事務を直ちに廃止することは困難と考えますが、制度のあり方を抜本的に見直していくことは常に必要なことと考えます。

機関委任事務制度の原則的廃止を含め、同制度の改革に早急に取り組む必要があると考えますが、これについての総務庁長官の見解をお伺いしたいと思います。

次に、地方分権推進委員会について伺います。

地方分権推進委員会の設置は、政府が作成する委員会の設置については、昨年末、閣議後の閣僚地方分権推進計画と並び、今回の法案の中核をなすものと理解しております。特に、地方分権推進委員会の設置について、昨年末、閣議後の閣僚

懇談会の場において総理がリーダーシップを存分に發揮された結果、地方分権大綱に明記されたものと伺っており、記憶に新しいところであります。

地方分権は総合的かつ計画的に推進する必要があり、この意味において、法案が政府に地方分権推進計画の作成を義務づけていることは極めて有効なことと考えます。

さらに、法案では、地方分権推進委員会がこの計画的具体的な指針を内閣総理大臣に勧告し、政

府はこの勧告を尊重して計画を作成する、そしてさらには委員会が政府における計画の実施状況を監視するという仕組みを構築しております。委員会は、計画から実施までの一連の作業に常に関与す

ることができる」とされています。このような仕組みはまさに画期的なものであり、地方分権推進委員会も勧告、監視、意見の三つの機能を有することになります。委員会の早期発足を心から望むものであります。

このような委員会の仕組みができたとしても、委員会の機能が十分に発揮され、地方分権が順調に進むか否かは、委員会の委員構成及び事務局長の人選にかかっていると行っても過言ではありません。この法案が、委員会の活動を補佐するため独立の事務局を置くこととしている点について

は、我々は委員会の設置とともに高く評価しています。このように考えた場合、実効ある地方分権を推進するためには憲法の長い改革を目指すべきものと考えられます。今回の法案は五年の期限立法とされていますが、今回の法案は五年の期限性、臨時的なものではないと考えますが、今回の法案を五年の时限とされた趣旨、目的について、

総理の率直な見解をお伺いいたします。

質問を終わるに当たり、「一言申し上げます。」徒然草の第五十五段に「家の作りやうは、夏を

むねとすべし。冬は、いかなる所にも住まる。」といふ一節がありますが、必ずしもこの一節が日本全国に当てはまるとは限らないのです。私の出身地である北海道では、むしろ「家の作りやうは、冬をむねとすべし」なのです。行政の面においても画一的な物の考え方を改め、地域の実情に応じた、しなやかで多様な行政を展開していく必要があります。

そこで、総理にお伺いいたします。
委員会の委員及び事務局には、地方の意見を反映する必要があると考

えます。ですが、総理の素直なお考えをお聞かせ願いたいと思います。

冒頭にも触れましたとおり、地方分権の推進

は、その必要性が古くから唱えられてきたにもかかわらず、遅々として進展しなかつた大きな課題であります。地方分権の推進は今や実行の段階であり、その第一歩を力強く踏み出すことが肝要であります。

地方分権の推進は、國と地方の行政全般にかかるものであり、その対象とするところは極めて広いのみならず、個別の権限の移譲など各論になればなるほどその実現に困難を伴うことが予想されます。このように考えた場合、実効ある地方分

権を推進するためには憲法の長い改革を目指すべきものと考えられます。この法案は五年の期限立法とされていますが、今回の法案は五年の期限性、臨時的なものではないと考えますが、今回の法案を五年の时限とされた趣旨、目的について、

○内閣総理大臣村山富市君登壇

相場の激的な変動が我が國経済に及ぼす影響を憂慮された立場から、円高問題についてのお尋ねがございました。

最近の為替市場において、必ずしも日本経済に起因するものではないさまざまの要因によりましてドル安が進んでおり、これにつられる形で円高がここに来て急速に進行していることを強く懸念いたします。政府としては、こうした事態を真剣に受けとめており、為替市場の動きに細心の注意を払いつつ、通貨当局間で一層緊密に連携をとり、適切に対処してまいる所存でございます。

また、急激な円高は、輸出産業の企業収益を圧迫し、企業活動に悪影響を与えることが懸念をされます。政府といたしましても、回復局面にある

議長の報告

我が国経済の安定成長の確保に向け、適切かつ機動的な経済運営に万全を期してまいる所存でございます。

ことが具体的な成果を上げる上で最も効果的であるとの認識のもとに、五年の时限立法としたものでございます。改革の期限をあいまいにする」と

おきたいと存じます。
さて、機関委任事務に関する問題でございます
が、国政選挙の執行あるいは旅券の発給事務、戸

卷之三

一、去る七日、内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくモザンビーク国際平和協力業務の実施の結果の報告書

(通知書受領及び通知)
一、去る八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

一、去る八日、原參議院議長から土井議長宛、參

のとおり指名した旨の通知書を受領した。

適切な人材を配置するよう留意してまいる(所存で
ございます)。

本日、地方分権推進に関する法律を提案いたしましたが、地方分権推進に関する国会決議を提唱した者といたしまして、まさに感無量であつたことを申し上げたいと思います。特に、地方分権推進委員会の設置につきましては、村山総理の強いリーダーシップがあつたことをこの際申し添えて

内閣總理大臣 村山 富市君
法務大臣 前田 黙男君
大藏大臣 武村 正義君
厚生大臣 井出 正一君
運輸大臣 鶴井 静香君
國務大臣 野中 広務君

同	皆川	石原
予滿委員	迪夫君	輝君
村口	福田	伊藤
勝哉君	勝一君	和夫君
	鈴木	
	一弘君	
金井		
和夫君		

出席政府委員 国務大臣 山口 鶴男君
総務庁行政管理 局長 脇君
自治省行政局長 吉田 弘正君

○議長の報告書
(報告書受領)
一、去る七日、内閣から次の報告書を受領した。
国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくモザンビーカ国際平和協力業務の実施の結果の報告書
(通知書受領及び通知)
一、去る八日、参議院議長から、次の法律の公表を奏上した旨の通知書を受領した。
阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律
中央選挙管理会委員
皆川 迪夫君 石原 毅君
福田 勝一君 伊藤 和夫君
鈴木 一弘君
同 予備委員
村口 勝哉君 金井 和夫君

官報(号外)

磯辺 和男君	川那辺 博君	西銘 順治君	員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
小石 偕子君		中川 昭一君	内閣委員
六一 松本 龍君	六二 赤松 広隆君	西銘 順治君	員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
六三 鈴呂 吉雄君	六四 持永 和見君	六五 鈴木 俊一君	補欠
六五 大島 章宏君	六六 丹羽 雄哉君	六七 松本 善明君	
六六 小林 守君	六八 近岡理一郎君	六八 古賀 誠君	
六七 岡崎トミ子君	六九 佐藤 泰介君	六九 中馬 弘毅君	
六八 佐藤 泰介君	七一 細川 律夫君	七一 佐田玄一郎君	
六九 細川 律夫君	七二 秋葉 忠利君	七二 大島 理森君	運輸委員
七一 秋葉 忠利君	七三 堀込 征雄君	七三 平沼 起夫君	辞任
七二 堀込 征雄君	七四 土肥 隆一君	七四 山崎 拓君	大矢 卓史君
七三 細谷 治通君	七五 吉隆君	七五 谷川 和穂君	補欠
七四 正規君	七六 正規君	七六 平泉 渉君	谷垣 稔一君
七五 土肥 隆一君	七七 穂積 良行君	七七 藤本 孝雄君	決算委員
七六 吉隆君	七八 白川 勝彦君	七八 木部 佳昭君	辞任
七七 正規君	七九 堀内 光雄君	七九 平泉 渉君	奥田 敬和君
七八 穂積 良行君	八〇 浜田 靖一君	八〇 三ツ林弥太郎君	谷口 隆義君
七九 白川 勝彦君	八一 斎藤斗志二君	八一 講院運営委員	
八〇 堀内 光雄君	八二 若林 正俊君	八二 河村 建夫君	横内 正明君
八一 浜田 靖一君	八三 田中 直紀君	八三 福田 康夫君	西村 真悟君
八二 斎藤斗志二君	八四 逢沢 一郎君	八四 福永 信彦君	中山 利生君
八三 若林 正俊君	八五 小川 元君	八五 宮里 松正君	横内 正明君
八四 田中 直紀君	八六 自見庄三郎君	八六 伊藤 公介君	石田 美栄君
八五 逢沢 一郎君	八七 鈴木 宗男君	八七 堀之内久男君	西村 真悟君
八六 小川 元君	八八 武藤 嘉文君	八八 法務委員	中山 利生君
八七 自見庄三郎君	八九 熊谷 弘君	八九 講院運営委員	横内 正明君
八八 鈴木 宗男君	九〇 上田 清司君	九〇 講院運営委員	石田 美栄君
八九 堀之内久男君	九一 有二君	九一 講院運営委員	西村 真悟君
九〇 武藤 嘉文君	九二 有二君	九二 講院運営委員	中山 利生君
九一 熊谷 弘君	九三 有二君	九三 講院運営委員	横内 正明君
九二 上田 清司君	九四 有二君	九四 講院運営委員	石田 美栄君
九三 有二君	九五 有二君	九五 講院運営委員	西村 真悟君
九四 有二君	九六 有二君	九六 講院運営委員	中山 利生君
九五 有二君	九七 有二君	九七 講院運営委員	横内 正明君
九六 有二君	九八 有二君	九八 講院運営委員	石田 美栄君
九七 有二君	九九 有二君	九九 講院運営委員	西村 真悟君
九八 有二君	一〇〇 有二君	一〇〇 講院運営委員	中山 利生君
九九 有二君	一〇一 有二君	一〇一 講院運営委員	横内 正明君
一〇〇 有二君	一〇二 有二君	一〇二 講院運営委員	石田 美栄君
一〇一 有二君	一〇三 有二君	一〇三 講院運営委員	西村 真悟君
一〇二 有二君	一〇四 有二君	一〇四 講院運営委員	中山 利生君
一〇三 有二君	一〇五 有二君	一〇五 講院運営委員	横内 正明君
一〇四 有二君	一〇六 有二君	一〇六 講院運営委員	石田 美栄君
一〇五 有二君	一〇七 有二君	一〇七 講院運営委員	西村 真悟君
一〇六 有二君	一〇八 有二君	一〇八 講院運営委員	中山 利生君
一〇七 有二君	一〇九 有二君	一〇九 講院運営委員	横内 正明君
一〇八 有二君	一一〇 有二君	一一〇 講院運営委員	石田 美栄君
一〇九 有二君	一一一 有二君	一一一 講院運営委員	西村 真悟君
一一〇 有二君	一一二 有二君	一一二 講院運営委員	中山 利生君
一一一 有二君	一一三 有二君	一一三 講院運営委員	横内 正明君
一一二 有二君	一一四 有二君	一一四 講院運営委員	石田 美栄君
一一三 有二君	一一五 有二君	一一五 講院運営委員	西村 真悟君
一一四 有二君	一一六 有二君	一一六 講院運営委員	中山 利生君
一一五 有二君	一一七 有二君	一一七 講院運営委員	横内 正明君
一一六 有二君	一一八 有二君	一一八 講院運営委員	石田 美栄君
一一七 有二君	一一九 有二君	一一九 講院運営委員	西村 真悟君
一一八 有二君	一一〇〇 有二君	一一〇〇 講院運営委員	中山 利生君
一一九 有二君	一一〇一 有二君	一一〇一 講院運営委員	横内 正明君
一一〇〇 有二君	一一〇二 有二君	一一〇二 講院運営委員	石田 美栄君
一一〇一 有二君	一一〇三 有二君	一一〇三 講院運営委員	西村 真悟君
一一〇二 有二君	一一〇四 有二君	一一〇四 講院運営委員	中山 利生君
一一〇三 有二君	一一〇五 有二君	一一〇五 講院運営委員	横内 正明君
一一〇四 有二君	一一〇六 有二君	一一〇六 講院運営委員	石田 美栄君
一一〇五 有二君	一一〇七 有二君	一一〇七 講院運営委員	西村 真悟君
一一〇六 有二君	一一〇八 有二君	一一〇八 講院運営委員	中山 利生君
一一〇七 有二君	一一〇九 有二君	一一〇九 講院運営委員	横内 正明君
一一〇八 有二君	一一一〇 有二君	一一一〇 講院運営委員	石田 美栄君
一一〇九 有二君	一一一一 有二君	一一一〇〇 講院運営委員	西村 真悟君
一一一〇 有二君	一一一二 有二君	一一一〇一 講院運営委員	中山 利生君
一一一一 有二君	一一一三 有二君	一一一〇二 講院運営委員	横内 正明君
一一一二 有二君	一一一四 有二君	一一一〇三 講院運営委員	石田 美栄君
一一一三 有二君	一一一五 有二君	一一一〇四 講院運営委員	西村 真悟君
一一一四 有二君	一一一六 有二君	一一一〇五 講院運営委員	中山 利生君
一一一五 有二君	一一一七 有二君	一一一〇六 講院運営委員	横内 正明君
一一一六 有二君	一一一八 有二君	一一一〇七 講院運営委員	石田 美栄君
一一一七 有二君	一一一九 有二君	一一一〇八 講院運営委員	西村 真悟君
一一一八 有二君	一一一〇〇 有二君	一一一〇九 講院運営委員	中山 利生君
一一一九 有二君	一一一〇一 有二君	一一一〇〇 講院運営委員	横内 正明君
一一一〇〇 有二君	一一一〇二 有二君	一一一〇一 講院運営委員	石田 美栄君
一一一〇一 有二君	一一一〇三 有二君	一一一〇二 講院運営委員	西村 真悟君
一一一〇二 有二君	一一一〇四 有二君	一一一〇三 講院運営委員	中山 利生君
一一一〇三 有二君	一一一〇五 有二君	一一一〇四 講院運営委員	横内 正明君
一一一〇四 有二君	一一一〇六 有二君	一一一〇五 講院運営委員	石田 美栄君
一一一〇五 有二君	一一一〇七 有二君	一一一〇六 講院運営委員	西村 真悟君
一一一〇六 有二君	一一一〇八 有二君	一一一〇七 講院運営委員	中山 利生君
一一一〇七 有二君	一一一〇九 有二君	一一一〇八 講院運営委員	横内 正明君
一一一〇八 有二君	一一一〇一〇 有二君	一一一〇九 講院運営委員	石田 美栄君
一一一〇九 有二君	一一一〇一一 有二君	一一一〇一〇〇 講院運営委員	西村 真悟君
一一一〇一〇 有二君	一一一〇一二 有二君	一一一〇一〇一 講院運営委員	中山 利生君
一一一〇一一 有二君	一一一〇一三 有二君	一一一〇一〇二 講院運営委員	横内 正明君
一一一〇一二 有二君	一一一〇一四 有二君	一一一〇一〇三 講院運営委員	石田 美栄君
一一一〇一三 有二君	一一一〇一五 有二君	一一一〇一〇四 講院運営委員	西村 真悟君
一一一〇一四 有二君	一一一〇一六 有二君	一一一〇一〇五 講院運営委員	中山 利生君
一一一〇一五 有二君	一一一〇一七 有二君	一一一〇一〇六 講院運営委員	横内 正明君
一一一〇一六 有二君	一一一〇一八 有二君	一一一〇一〇七 講院運営委員	石田 美栄君
一一一〇一七 有二君	一一一〇一九 有二君	一一一〇一〇八 講院運営委員	西村 真悟君
一一一〇一八 有二君	一一一〇一〇〇 有二君	一一一〇一〇九 講院運営委員	中山 利生君
一一一〇一九 有二君	一一一〇一〇一 有二君	一一一〇一〇〇 講院運営委員	横内 正明君
一一一〇一〇〇 有二君	一一一〇一〇二 有二君	一一一〇一〇一 講院運営委員	石田 美栄君
一一一〇一〇一 有二君	一一一〇一〇三 有二君	一一一〇一〇二 講院運営委員	西村 真悟君
一一一〇一〇二 有二君	一一一〇一〇四 有二君	一一一〇一〇三 講院運営委員	中山 利生君
一一一〇一〇三 有二君	一一一〇一〇五 有二君	一一一〇一〇四 講院運営委員	横内 正明君
一一一〇一〇四 有二君	一一一〇一〇六 有二君	一一一〇一〇五 講院運営委員	石田 美栄君
一一一〇一〇五 有二君	一一一〇一〇七 有二君	一一一〇一〇六 講院運営委員	西村 真悟君
一一一〇一〇六 有二君	一一一〇一〇八 有二君	一一一〇一〇七 講院運営委員	中山 利生君
一一一〇一〇七 有二君	一一一〇一〇九 有二君	一一一〇一〇八 講院運営委員	横内 正明君
一一一〇一〇八 有二君	一一一〇一〇一〇 有二君	一一一〇一〇九 講院運営委員	石田 美栄君
一一一〇一〇九 有二君	一一一〇一〇一一 有二君	一一一〇一〇一〇〇 講院運営委員	西村 真悟君
一一一〇一〇一〇 有二君	一一一〇一〇一二 有二君	一一一〇一〇一〇一 講院運営委員	中山 利生君
一一一〇一〇一一 有二君	一一一〇一〇一三 有二君	一一一〇一〇一〇二 講院運営委員	横内 正明君
一一一〇一〇一二 有二君	一一一〇一〇一四 有二君	一一一〇一〇一〇三 講院運営委員	石田 美栄君
一一一〇一〇一三 有二君	一一一〇一〇一五 有二君	一一一〇一〇一〇四 講院運営委員	西村 真悟君
一一一〇一〇一四 有二君	一一一〇一〇一六 有二君	一一一〇一〇一〇五 講院運営委員	中山 利生君
一一一〇一〇一五 有二君	一一一〇一〇一七 有二君	一一一〇一〇一〇六 講院運営委員	横内 正明君
一一一〇一〇一六 有二君	一一一〇一〇一八 有二君	一一一〇一〇一〇七 講院運営委員	石田 美栄君
一一一〇一〇一七 有二君	一一一〇一〇一九 有二君	一一一〇一〇一〇八 講院運営委員	西村 真悟君
一一一〇一〇一八 有二君	一一一〇一〇一〇〇 有二君	一一一〇一〇一〇九 講院運営委員	中山 利生君
一一一〇一〇一九 有二君	一一一〇一〇一〇一 有二君	一一一〇一〇一〇一〇〇 講院運営委員	横内 正明君
一一一〇一〇一〇〇 有二君	一一一〇一〇一〇二 有二君	一一一〇一〇一〇一〇一 講院運営委員	石田 美栄君
一一一〇一〇一〇一 有二君	一一一〇一〇一〇三 有二君	一一一〇一〇一〇一〇二 講院運営委員	西村 真悟君
一一一〇一〇一〇二 有二君	一一一〇一〇一〇四 有二君	一一一〇一〇一〇一〇三 講院運営委員	中山 利生君
一一一〇一〇一〇三 有二君	一一一〇一〇一〇五 有二君	一一一〇一〇一〇一〇四 講院運営委員	横内 正明君
一一一〇一〇一〇四 有二君	一一一〇一〇一〇六 有二君	一一一〇一〇一〇一〇五 講院運営委員	石田 美栄君
一一一〇一〇一〇五 有二君	一一一〇一〇一〇七 有二君	一一一〇一〇一〇一〇六 講院運営委員	西村 真悟君
一一一〇一〇一〇六 有二君	一一一〇一〇一〇八 有二君	一一一〇一〇一〇一〇七 講院運営委員	中山 利生君
一一一〇一〇一〇七 有二君	一一一〇一〇一〇九 有二君	一一一〇一〇一〇一〇八 講院運営委員	横内 正明君
一一一〇一〇一〇八 有二君	一一一〇一〇一　〇 有二君	一一一〇一〇一　　〇 講院運営委員	石田 美栄君
一一一〇一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	西村 真悟君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	中山 利生君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	横内 正明君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	石田 美栄君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	西村 真悟君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	中山 利生君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	横内 正明君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	石田 美栄君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	西村 真悟君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	中山 利生君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	横内 正明君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	石田 美栄君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	西村 真悟君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	中山 利生君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	横内 正明君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	石田 美栄君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	西村 真悟君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	中山 利生君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	横内 正明君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	石田 美栄君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	西村 真悟君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	中山 利生君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	横内 正明君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	石田 美栄君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	西村 真悟君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	中山 利生君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	横内 正明君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	石田 美栄君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	西村 真悟君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	中山 利生君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	横内 正明君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	石田 美栄君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	西村 真悟君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	中山 利生君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	横内 正明君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	石田 美栄君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	西村 真悟君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	中山 利生君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	横内 正明君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	石田 美栄君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	西村 真悟君
一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	一一一　　　 有二君	中山 利生君
一一一			

官報(号外)

公職選挙法改正に関する調査特別委員会

辞任

補欠

逢沢一郎君

村田吉隆君

三名提出

栗原博久君

栗原博久君

(議案受領)

桜井新君

桜井新君

(議案受領)

村田吉隆君

逢沢一郎君

一、去る九日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

交通安全対策特別委員

補欠

金子一義君

中谷元君

(議案付託)

伊藤英成君

柳田稔君

一、去る七日、予備審査のため内閣から送付された次のとおりである。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)(参議院送付)

りである。
地方分権の推進に関する法律案(冬柴鐵三君外)
都市緑地保全法の一部を改正する法律案
一、去る八日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

一、去る七日、予備審査のため内閣から送付された次のとおりである。

阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

一、去る八日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

工藤堅太郎君

(議案付託)

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

高橋一郎君

(議案付託)

一、去る七日、民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案(内閣提出第七四号)

阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案(内閣提出第七四号)

一、去る七日、予備審査のため内閣から送付された次のとおりである。

阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

一、去る七日、予備審査のため内閣から送付された次のとおりである。

阪神・淡路大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

一、去る七日、予備審査のため内閣から送付された次のとおりである。

阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案

一、去る八日、委員から提出した議案は次のとおりである。

平成七年三月十日 衆議院会議録第十四号 議長の報告 阪神・淡路大震災による調停の申立ての手数料の特例に関する法律案及び同報告書

市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)(参議院送付)

地方行政委員会 付託

阪神・淡路大震災による被災の状況にかんがみ、同震災に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決に資するため、当該紛争に係る民事調停法による調停の申立ての手数料について特別の免除措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

調停の申立ての手数料の特例に関する法律

この法律の施行の日に阪神・淡路大震災について罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)第二十五条の一の規定が適用される」とおりである。

阪神・淡路大震災に起因する民事に関する紛争につき、同日から平成九年三月三十一日までの間に、居所、営業所又は事務所を有していた者が、阪

神・淡路大震災に起因する民事に関する紛争につき、同日から平成九年三月三十一日までの間に、居所、営業所又は事務所を有していた者が、阪

平成七年三月七日

内閣総理大臣 村山富市

阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による
調停の申立ての手数料の特例に関する法律
案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、阪神・淡路大震災による被害の状況
にかんがみ、同震災に起因する民事に関する紛
争の迅速かつ円滑な解決に資するため、当該紛
争に係る民事調停法による調停の申立ての手数
料について特別の免除措置を講じようとするも
ので、その内容は次のとおりである。

- 1 平成七年一月十七日において、阪神・淡路
大震災の被災地区に住所等を有していた者
が、同震災に起因する民事に関する紛争につ
き、同日から平成九年三月三十一日までの間
に、民事調停法による調停の申立てをする場
合には、その手数料を納めることを要しない
ものとすること。
- 2 この法律は、公布の日から施行し、平成七
年一月十七日から適用するものとすること。

議案の可決理由

本案は、阪神・淡路大震災に起因する民事に
関する紛争の迅速かつ円滑な解決に資するた
め、当該紛争に係る民事調停法による調停の申
立ての手数料について特別の免除措置を講じよ
うとするもので、その措置は妥当なものと認

め、これを可決すべきものと議決した次第であ
る。

右報告する。

平成七年三月八日

衆議院議長 土井たか子殿
法務委員長 金子原二郎

国家公務員等共済組合法の一部を改正する法
律案

右
国会に提出する。

平成七年二月十日

内閣総理大臣 村山 審市

国家公務員等共済組合法の一部を改正する
法律

百一十八条の二の一部を次のように改正する。

第五十一条第十号の次に次の二号を加える。

十の二 育児休業手当金

第六十八条の次に次の二号を加える。

(育児休業手当金)

- 1 第六十八条の一 組合員(第二百一十二条の三第一項
に規定する適用法人の組合の組合員及び第二百一
二条の五第二項に規定する任意継続組合員を除く。)が育児休業等に関する法律(平成三年法
において同じ。)に改め、同項第一号中「含む」を

「含み、第三項(第一号を除く。)の規定による國の
休業等に関する法律(平成三年法律第二百八号)第
三条第一項、国家公務員の育児休業等に関する部分
三項」の下に「(第一号を除く。)」を加え、同条第三

法律(平成三年法律第二百九号)第三条第一項(同
法第十三条及び裁判所職員臨時措置法(昭和二
十六年法律第二百九十九号)(第七号に係る部分
百一号)第二条第一項の規定(第二百条の二)にお
いて「育児休業規定」という。)により育児休業を
した場合には、育児休業手当金として、当該育
児休業により勤務に服さなかつた期間一日につ
き標準報酬の日額の百分の二十五に相当する金
額を支給する。ただし、当該金額のうち標準報
酬の日額の百分の五に相当する金額については、
は、当該育児休業をした組合員が当該育児休業
が終了した日後引き続いて六月以上組合員(第
百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合
員を含み、第二百二十六条の五第二項に規定する
任意継続組合員を除く。)であるときに、支給す
る。

一 育児休業手当金の支給に要する費用 当該
の額に雇用保険法(昭和四十九年法律第二百十
六号)の規定による育児休業給付に係る国庫
の負担の割合を参照して政令で定める割合を
乗じて得た額

一 基礎年金拠出金の納付に要する費用 当該
事業年度において支給される育児休業手当金
の額に雇用保険法(昭和四十九年法律第二百十
六号)の規定による育児休業給付に係る国庫
の負担の割合を参照して政令で定める割合を
乗じて得た額

一 基礎年金拠出金の納付に要する費用 当該
事業年度において納付される基礎年金拠出金
の額の三分の一に相当する額

一 基礎年金拠出金の納付に要する費用 当該
年法律第七十六条の二第一項、国家公務員の
育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百九号)
第三条第一項その他政令で定める法令の規定」を
「育児休業規定」に改める。

第六十九条中「又は休業手当金」を「休業手当
金又は育児休業手当金(前条ただし書の規定によ
り支給されるものを除く。)」に改める。

- 2 組合職員である組合員に対する育児休業手当
金は、同一の育児休業について雇用保険法の規
定による育児休業給付の支給を受けることがで
きるときは、支給しない。

「含み、第三項(第一号を除く。)の規定による國の
負担に係るもの(除く)に改め、同項第二号中「第
三項」の下に「(第一号を除く。)」を加え、同条第三
項を次のように改める。

3 国は、組合の給付に要する費用のうち次の各
号に規定する費用については、当該各号に定め
る額を負担する。

(成二年法律第二百八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五条を削る。

(国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正)

第八条 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

(平成三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第十一条 第二項及び第十三条中「以下「給与法」という。」を削り、「給与法第十九条」と「同法第十九条」に改める。

附則第五条から第十一条までを削る。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)

第九条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第五条から第九項までを削り、第十項を第七項とし、第十一項を第八項とし、第十二項を第九項とする。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第十一条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

附則中第十六項を削り、第十七項を第十六項とし、第十八項を第十七項とする。

(国家公務員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

を踏まえ、国家公務員等の育児休業中の経済的援助を行うため短期給付の中に育児休業手当金を創設することとする。

婦、保母等に係る育児休業給を廃止する」ととする。

を創設することとするもので、その主な内容は次のとおりである。

① 短期給付の中に育児休業手当金を創設することとする。

② その他所要の措置を講ずることとする。

施行期日は、平成七年四月一日とする」とする。

1. 短期給付の中に育児休業手当金を創設することとする。

2. 支給要件

国家公務員の育児休業等に関する法律等の規定に基づく育児休業をした場合とする

こととする。

2. 支給期間

育児休業をした期間とする」ととする。

3. 本案施行に伴う予算措置

雇用保険法における育児休業給付の創設を踏まえ、育児休業をした国家公務員等共済組合の組合員に対して当該育児休業手当金を創設する必要があるため、育児休業手当金を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

給することとする。ただし、そのうち百分の五に相当する金額については、当該育児休業が終了した日後六月以上組合員であるときに支給することとする。

平成七年三月八日

大蔵委員長 尾身 幸次
衆議院議長 土井たか子殿

4. 国庫の負担

国は、育児休業手当金の支給に要する費用のうち、支給される育児休業手当金の額に係る国庫の負担割合を参照して定める割合を乗じて得た額を負担することとする。

5. 附則

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案

法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、雇用保険法の改正により民間において育児休業給付が設けられることとなつたこと

を踏まえ、国家公務員等の育児休業中の経済的援助を行うため短期給付の中に育児休業手当金を創設することとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1. 施行期日

施行期日は、平成七年四月一日とする」とする。

2. 議案の可決理由

国家公務員の育児休業等に関する法律等の規定に基づく育児休業をした場合とする

こととする。

3. 本案施行に伴う予算措置

うため短期給付の中に育児休業手当金を創設することは適切な措置であると認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

4. 附則

本案施行に伴う育児休業給付に係る国庫負担額は約三億円と見込まれている。

右

右

国会に提出する。

平成七年三月十日

内閣総理大臣 村山 富市

官 報 (号 外)

関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

第一條 次の規定は、株式会社法（昭和三十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

関税率法及び關税暫定措置法の一部を改正する法律

第一条 關税率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一〇〇四・〇〇号を次のように改める。

一〇〇四・〇〇 オート

別表第二九〇四・一〇号を次のように改める。

二九〇四・一〇 二トロ基又はニトロソ基のみを有する誘導体

二九〇八・一〇 ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩

二九〇八・一〇 ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩

二九〇八・一〇 ハロゲン置換基のみを有する誘導体及びその塩

二九〇九・三〇 二その他もの

別表第五七〇四・九〇号を次のように改める。

五七〇四・九〇 その他もの

一 自動車用に適する寸法及び形状のもの

二 その他もの

三 政令で定める難燃性を有するもの(幅が一四二センチメートル以上のものに限る。)

四 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの

五 その他もの

六 シエニール織物

七 政令で定める難燃性を有するもの(幅が一四二センチメートル以上のものに限る。)

八 プラスチック、ゴムその他の物質を染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したもの

九 その他もの

十 添加糸が合成繊維又はアセテート繊維のもの

十一 その他もの

十二 その他もの

十三 その他もの

十四 その他もの

十五 その他もの

十六 その他もの

十七 その他もの

十八 その他もの

十九 その他もの

二十 その他もの

別表第五七〇四・九〇号を次のように改める。

五七〇四・九〇

無税

官 報 (号 外)

ただし、穀物の胚芽(全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。)は、第一、二、三、四項に属する。

別表第一一〇六・一〇七、第一一〇六・一一〇号及び第一一〇六・一一〇号中「粉及びミール」を「おの」に改め。

別表第一二・二項中「生鮮のもの及び」の下に「冷蔵し冷凍し又は」を加え、別表第一三類の注1(b)中「並びに飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するものの」を削り、同注1(c)中「及びレジノイド並びに」を「レジノイド及びオレオレンジ抽出物」に改め、「アキュアソリューション」の下に「並びに飲料製造に使用する種類の香気性物質をもととした調製品」を加える。

別表第一三・〇一項中「バルサム」を「オレオレジン(例えば、バルサム)」に改める
その他のもの

別表第一四〇一項中
一四〇一・九一
一四〇二・九九
ベジタブルヘア
その他のもの
無税
を

一四〇・九〇 その他のもの

別表第一五類の注1(e)中「单一の」を削る。
別表第一五〇一・〇〇号中「ラードその他

限るものとし、圧搾又は溶剤抽出により得たものであるかないかを問わない」を「第一五・〇三項のものを除く」に改める。

別表第一五〇一・〇〇号中「粗のもの及び溶出したものに限るものとし、圧搾又は溶剤抽出により得たものであるかないかを問わない」を「第一五・〇三項のものを除く」に改める。

別表第一五・一九項を削る。

一五、二〇
一五、二〇、〇〇
グリセリン(粗のものに限る)、グリセリン水及びグリセ

別表第一六類の注一中「又は第三類」を「第三類又は第〇五・〇四項」に改める。

別表第一六〇一・三号の次に次の二号を加える。
一六〇一・三三一 鶴(ガルルス・ドメスティクス)のもの

腸、はうこう又は胃の全形のもの及び衝片(单に水煮したるものに限る。)その他もの

牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの

別表第一七・〇一項中】 一七〇一・一〇 乳糖及び乳糖水 一〇% 八% を

一〇
%
卷

八%

無税

五
%

二・〇九項

田したものに

無税

1

別表第一八〇六・一〇号を次のように改める。

一七〇一一一
一七〇一一九

乳糖及び乳糖水
無水乳糖として計算した乳糖
の含有量が乾燥状態において
全重量の九九%以上もの
その他のもの

10

二

1

• 100 •

官 報 (号 外)

(a) 飲料製造に使用する種類の調製品であるマルコールを含有するアルコール分が一%未満の○・五%を超えるものに限る。)
果汁をもととした調製品(アルコール分が一%未満のものに限る。)

三五%がラム一七円にキそ
五%がラム一七円にキそ
五%がラム一七円にキそ

に改める。

(a) 飲料製造に使用する
種類の調製品である
コールを含有するも
ののアルコール分が
〇・五%を超えるも
に限る。

別表第二一〇六・九〇号中

一一〇一

四〇

(a) しよ糖の含有量が全重量の五〇%未満のもの

チコリーその他のコーヒー代用物(いつたものに限る)及びエキス、エッセンス及び濃縮物

D その他のもの

三五%及び
三六三
三五%
二八%
二五%
八%

別表第二二〇・〇八項中並びに飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するものを削り、同表第二三〇八・一〇号を削り、同表第二二〇八・五〇号の次に次の二号を加える。
一三〇八・六〇 ウオッカ
一二〇八・七〇 リキューール及び「一ディアイアル
一一〇九・一〇 リットル

卷之三

別表第三〇ハ・九〇号を次のように改める
—三〇ハ・九〇— その他のもの

一 エチルアルコール及び蒸留酒 二 フレーツブランデー

アルコール分が五〇%以上のもの(一リットル未満の容器入りにしたものを除く。)

B その他のもの

(二) A その他のも

3

二 その他のアルコール飲料

(口) 果汁をもととした飲料(アルコール分が一%未満のものに限る。)

曰 その他のもの

別表第一三〇六・六〇号の次に次の二号を加える。

一〇六・七〇

一五〇・〇〇
一五〇・〇〇 硫黄(昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。)

無
税

官報(号外)

別表第一五・一三項中

二五二三・一〇

エメリー、天然のガーネットその他の天然
の研磨用の材料

二五二三・二九

その他の天然
のもの

一・三%

無税

一九〇三・四七

その他のもの
体

四・六%

四・六%

五%

エメリー、天然のコランダム、
天然のガーネットその他の天然
の研磨用の材料

粗のもの及び不規則な形状の
もの

三%』を

一九〇三・四六

その他のペルハロゲン化誘導
体(ふつ素原子及び塩素原子
のみを有するものに限る)
プロモクロロジフルオロメタ
ン及びジプロモテトラフルオ
ロエタン

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・四五

別表第一九〇五・二一号を削る。
別表第一九〇五・四四号の次に次の一号を加える。

一九〇三・四九

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇五・四五

別表第一九〇五・二一号を削る。
別表第一九〇五・四四号の次に次の一号を加える。

一九〇五・四五

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・四一

別表第一九〇三・四一号を削る。
別表第一九〇三・四一号を削る。

一九〇三・四一

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・四二

別表第一九〇三・四二号を削る。
別表第一九〇三・四二号を削る。

一九〇三・四二

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・四三

別表第一九〇三・四三号を削る。
別表第一九〇三・四三号を削る。

一九〇三・四三

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・四四

別表第一九〇三・四四号を削る。
別表第一九〇三・四四号を削る。

一九〇三・四四

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・四五

別表第一九〇三・四五号を削る。
別表第一九〇三・四五号を削る。

一九〇三・四五

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・四六

別表第一九〇三・四六号を削る。
別表第一九〇三・四六号を削る。

一九〇三・四六

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・四七

別表第一九〇三・四七号を削る。
別表第一九〇三・四七号を削る。

一九〇三・四七

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・四八

別表第一九〇三・四八号を削る。
別表第一九〇三・四八号を削る。

一九〇三・四八

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・四九

別表第一九〇三・四九号を削る。
別表第一九〇三・四九号を削る。

一九〇三・四九

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・五〇

別表第一九〇三・五〇号を削る。
別表第一九〇三・五〇号を削る。

一九〇三・五〇

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・五一

別表第一九〇三・五一号を削る。
別表第一九〇三・五一号を削る。

一九〇三・五二

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・五二

別表第一九〇三・五二号を削る。
別表第一九〇三・五二号を削る。

一九〇三・五二

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・五三

別表第一九〇三・五三号を削る。
別表第一九〇三・五三号を削る。

一九〇三・五三

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・五四

別表第一九〇三・五四号を削る。
別表第一九〇三・五四号を削る。

一九〇三・五四

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・五五

別表第一九〇三・五五号を削る。
別表第一九〇三・五五号を削る。

一九〇三・五五

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・五六

別表第一九〇三・五六号を削る。
別表第一九〇三・五六号を削る。

一九〇三・五六

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・五七

別表第一九〇三・五七号を削る。
別表第一九〇三・五七号を削る。

一九〇三・五七

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・五八

別表第一九〇三・五八号を削る。
別表第一九〇三・五八号を削る。

一九〇三・五八

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・五九

別表第一九〇三・五九号を削る。
別表第一九〇三・五九号を削る。

一九〇三・五九

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・六〇

別表第一九〇三・六〇号を削る。
別表第一九〇三・六〇号を削る。

一九〇三・六〇

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・六一

別表第一九〇三・六一号を削る。
別表第一九〇三・六一号を削る。

一九〇三・六一

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・六二

別表第一九〇三・六二号を削る。
別表第一九〇三・六二号を削る。

一九〇三・六二

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・六三

別表第一九〇三・六三号を削る。
別表第一九〇三・六三号を削る。

一九〇三・六三

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・六四

別表第一九〇三・六四号を削る。
別表第一九〇三・六四号を削る。

一九〇三・六四

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・六五

別表第一九〇三・六五号を削る。
別表第一九〇三・六五号を削る。

一九〇三・六五

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・六六

別表第一九〇三・六六号を削る。
別表第一九〇三・六六号を削る。

一九〇三・六六

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・六七

別表第一九〇三・六七号を削る。
別表第一九〇三・六七号を削る。

一九〇三・六七

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・六八

別表第一九〇三・六八号を削る。
別表第一九〇三・六八号を削る。

一九〇三・六八

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・六九

別表第一九〇三・六九号を削る。
別表第一九〇三・六九号を削る。

一九〇三・六九

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・七〇

別表第一九〇三・七〇号を削る。
別表第一九〇三・七〇号を削る。

一九〇三・七〇

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・七一

別表第一九〇三・七一号を削る。
別表第一九〇三・七一号を削る。

一九〇三・七一

その他のもの
体

四・六%

四・六%

に改める。

一九〇三・七二

別表第一九〇三・七二号を削る。
別表第一九〇三・七二号を削る。

一九〇三・七二

その他のもの
体

四・六%

二
上

官 報 (号 外)

別表第三三・〇一項中「限る。」の下に「並びに香気性物質をもととしたその他の調製品(飲料)に使用する種類のものに限る。」を加える。

別表第三三〇六項中「含む。」の下に「及び小売用の包装にした簡便用の糸（デンタルフス）」を加え、同表第三三〇六、一〇号の次に次の一号を加える。

IIIIOK・110 齒間清掃用の糸(デンタルフロス) 四%

別表第三四類の注5(a)中「第一五・一九項又は第三四・〇二項」を第三四・〇二項又は第三八一三項に改める。

別表第三〇一項中 三五〇一・一〇 離白 10%

卵白 乾燥したもの 10%
—

三五〇一・一九 その他もの
三五〇二・一〇 ミルクアルブミン(二以上のホ
一〇% に改める。

エイ たんばく質の濃縮物を含む。

別表第三七・〇一項中「スプロケットホール」を「バーフォレーション」に改める。
別表第三八類の注1に次のように加える。

(d) 単純金属の採取又は単純金属化合物の製造に使用する種類の溶融触媒(第一、二、三項参照)として貴金属の回収に用いる種類の溶融触媒(第一、二、三項の使用条件又は触媒の性質等によつて)を指す。

別表第三 八類の注2中「第三八・二三項」を「第三八・三四項」に改める。

別表第三八〇六・二〇号中「又は樹脂酸の塩」を「若しくは樹脂酸又はこれらの誘導体の塩(ロ)」に改める。
シ付加物の塩を除く。」に改める。

別表第三二二一・〇〇号中「調合試薬」を「試薬(支持体)を使用したものに限る。」及び診断用又は化学用の調製式薬(支持体)を使用してあるかないかを問わない。」に改める。

別表第三八・一三項を次のように改める。

精製の際に生ずるもの及び工業用の脂肪性アルコール
アシッドオイルで油脂の精製の際に生ずるもの及び工業

三八一三・一一
用の脂肪性モノカルボン酸
ステアリン酸

三八三	一一二	二・五%
三八三	一一一	四%
トール油脂肪酸	オレイン酸	

別表第三八、三九の次に次の二項を加える。

平成七年三月十日 衆議院会議録第十四号 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法

三八) 四・一〇 三八) 四・二〇 三八) 四・三〇	鉄物用の鋳型又は中子の調製粘結剤 ナフテン酸並びにその塩(水溶性のものを除く。)及びエ ステル 金属炭化物の混合物及び金属炭化物と金属粘結剤との混 合物(凝結させてないものに限る。)
一 金属炭化物の混合物	
二 その他のもの	
三八) 四・四〇 三八) 四・五〇 三八) 四・六〇 三八) 四・七一	セメント用、モルタル用又はコンクリート用の調製添加 剤 非耐火性のモルタル及びコンクリート ソルビトール(第一九〇五・四四号のものを除く。) 非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体(二以上の異なる ハロゲン原子を有するものに限る。)を含有する混合物 非環式炭化水素のペルハロゲン化誘導体(ふつ素原子 及び塩素原子のみを有するものに限る。)を含有するも のの その他のもの
三八) 四・七九 三八) 四・九〇	その他のもの
四	その他のもの
一 チューアインガムベース(砂糖その他の甘味料又は 香料を含有するものを除く。) 二 セレンさい及びテルルさい並びにアンモニア性ガ ス液及び石灰ガス精製の際に産出する腐酸化鉄 三 脂肪酸混合物の誘導体	三・八% 三・八% 三・八%
四	その他のもの
一 チューアインガムベース(砂糖その他の甘味料又は 香料を含有するものを除く。) 二 セレンさい及びテルルさい並びにアンモニア性ガ ス液及び石灰ガス精製の際に産出する腐酸化鉄 三 脂肪酸混合物の誘導体	三・八% 三・八% 三・八%
別表第三九類の注2(d)中「第三二・一二項」を「第三九・〇一項から第三九・一三項までの物品を除く。」 揮発性有機溶剤に溶かした溶液(溶剤の含有量が全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、「 ロジオンを除く。」第三二・〇八項参照)及び第三二・一二項に改め、同注2中「(d)を(i)とし、(b)を (v)とし、(t)を(ii)とし、(s)を(t)とし、(r)を(s)とし、(p)を(r)とし、(o)を(p)とし、(n)を(o)とし、(m)を(n)とし、(l)を(m)とし、(k)を(l)とし、(j)を(k)とし、(h)を(j)とし、(g)を(h)とし、(f)の次に 次のように加える。	無税 無税 無税
八・二二項参考	三・八% 三・八% 三・八%
別表第三九類の注4を次のように改める。 4 「共重合体」とは、重合体の全重量の九五%以上を占める一の単量体ユニットを有しない すべての重合体をいう。	四・六%
この類において共重合体(共重縮合物、共重付加物、ブロック共重合体及びグラフト共 重合体を含む。)及びボリマー・ブレンドは、文脈により別に解釈される場合を除くほか、共 これらを構成するコモノマー・ユニットのうち最大の重量を占めるコモノマー・ユニットの 重合体が属する項に属する。この場合において、同一の項に属する重合体を構成するコ モノマー・ユニットは、一つのものとみなしその重量を合計する。 最大の重量を占めるコモノマー・ユニットが存在しない場合には、共重合体及びボリ マーブレンドは、等しく考慮に値する項のうち数字上の配列において最後となる項に属 する。	三・八%

官 報 (号 外)

6 この類の各項において木材には、1の物品又は文脈により別に解釈される場合を除くほか、竹その他の木に類する材料を含む。

別表第四四類に号注として次のように加える。

グランドファーム、ノーブルファーム及びバンフィット
スクシルバースファームを除く。又はどうひ属のシトカ
メートル以下のものに限る。厚さが一六〇ミリ

四四〇八・九〇	一 パドック(かりん)のもの 二 ジェルトンのもの(長さが二〇センチメートル以下で、幅が八センチメートル以下のものに限る。)及びチークのもの 三 その他のもの
四四一〇・一〇	一 他のもの 二 つげ、たがやさん、紅木、したん又はこくたんのもの 三 その他のもの
別表第四四・一〇項中	一 木材のもの 二 その他

四四一〇・一一	一 木材のもの 二 ウエファーボード(オリエンティッドストランドボードを含む。)
四四一〇・一九	一 板状のもの 二 その他のもの
四四一〇・一九	一 板状のもの 二 その他
四四一〇・一九	一 板状のもの 二 その他
別表第四四・一二項を次のように改める。	一〇% に改める。

合板、ベニヤドパネルその他これらに類する積層木材
(木材の単板のみから成るもので各单板の厚さが六ミリメートル以下の中のものに限る。)

合板(木材の単板のみから成るもので各单板の厚さが六ミリメートル以下の中のものに限る。)のもの
注1のものに限る。)のもの

一 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイ
一 その他これらに類する表面加工をしたもの
一 その他これらに類する表面加工をしたもの
一 その他これらに類する表面加工をしたもの
一 その他これらに類する表面加工をしたもの

二 その他
二 厚さが六ミリメートル未満のもの

二 その他
二 厚さが六ミリメートル未満のもの

外のものに限る。)
一 ワニス塗装、プリント、溝付け、オーバーレイ
一 その他これらに類する表面加工をしたもの
一 側面にさねはぎ加工、溝付けその他これらに類する加工をしたもの
一 その他をしたもの

四四一一・一九	一〇% に改める。

四四一一・一九	一 その他 二 厚さが六ミリメートル未満のもの

四四一一・一九	一 その他 二 厚さが六ミリメートル未満のもの

四四一一・一九	一 その他 二 厚さが六ミリメートル未満のもの

四四一一・一九	一 その他 二 厚さが六ミリメートル未満のもの

四四一一・一九	一 その他 二 厚さが六ミリメートル未満のもの

別表第四六類の注1中「樹皮のストリップ」を削り、「ラフィア、細い葉及び広い葉を切った」を「樹皮のストリップ、細い葉及びラフィアその他の広い葉から得た」に改める。

別表第四七・〇六項中「その他の纖維素繊維」を「古紙パルプ及びその他の纖維素繊維」に改め、同表第四七〇六・一〇号の次に次の二号を加える。

四七〇六・一〇 古紙パルプ

無税

(k)とし、(b)を(f)とし、(d)を(g)とし、(e)を(h)とし、(j)を(i)とし、(l)を(j)とし、(m)を

(f) 診断用又は理化学用の試薬を染み込ませた紙(第三八・一二項参照)

別表第四八類の注2中「(例えば、塗布又は染み込ませたもの)」を削り、同注3中の含有量が全纖維重量の六五%以上で、各面の平滑度が二〇〇秒ベック以下、重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上五七グラム以下であり、かつ、灰分の含有量が全重量の八%以下」を「又はケミグランド木材パルプの含有量が全纖維重量の六五%以上で、バーカーブリントサーフ(クランプ庄メガパスクアル)による各面の平滑度が一・五マイクロメーター(ミクロノン)を超えて、かつ、重量が一平方メートルにつき四〇グラム以上六五グラム以下」に改め、同注4中「(b)及び*(c)白色度は、エルフオ法若しくはG.E.ブライトネスステスターを使用する方法又はこれらと同等の国際的に認められた白色度試験方法により測定する。」を削り、同注6中「ウエブは」の下に「項において別段の定めがある場合を除くほか」を加え、同注7を次のように改める。

7(A) 第四八・〇一項、第四八・〇二項、第四八・〇三項から第四八・〇八項まで、第四

八・〇九項及び第四八・一〇項には、紙、板紙、セルロースウオッディング及びセル

ロース織維のウエブのうち次のもののみを含む。

(a) 幅が一五センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの
(b) 折り畳んでない状態において一边の長さが三六センチメートルを超えて、その他の辺の長さが一五センチメートルを超える長方形(正方形を含む。)のシート状のもの

もつとも、手書きの紙及び板紙のうち、すいたままのもので縁を切つてないもの(大きさ及び形状を問わない)は、6の規定が適用される場合を除くほか、第四八・〇二項に属する。

(B) 第四八・〇三項及び第四八・〇九項には、紙、セルロースウオッディング及びセル

ロース織維のウエブのうち次のもののみを含む。

(a) 幅が三六センチメートルを超えるストリップ状又はロール状のもの
(b) 折り畳んでない状態において一边の長さが三六センチメートルを超えて、その他の辺の長さが一五センチメートルを超える長方形(正方形を含む。)のシート状のもの

別表第四八類の号注2(a)中「三八」を「一グラム毎平方メートルの紙につき一・四七キログラム重」を「一九六二ユートン」に改め、同号注4中「一五」を「一グラム毎平方メートルの紙につき一・四七キログラム」に改める。

別表第四八〇三・〇〇号中「幅が三六センチメートルを超えるロール状のもの及び折り畳んでない状態において少なくとも一边の長さが三六センチメートルを超える長方形(正方形を含む。)のシート状のものを」を「ロール状又はシート状のもの」に改める。
別表第四八・〇五項中「シート状のものに限る」の下に「ものとし、この類の注2に規定する加工のほかに更に加工をしたものと除く」を加える。

別表第四八・〇七項を次のように改める。

四八・〇七

接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかなければ問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。)

四八〇七・一〇

ビチューメン、タール又はアスファルトの層を内部に有する紙及び板紙

四八〇七・九〇

その他のもの

三・四%

四八〇七・九〇

その他のもの

四八・〇七

接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかなければ問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。)

四八・〇七・一〇

ビチューメン、タール又はアスファルトの層を内部に有する紙及び板紙

三・四%

四八・〇七・九〇

その他のもの

四八・〇七

接着剤を使用して張り合わせた紙及び板紙(ロール状又はシート状のものに限るものとし、内部を補強してあるかなければ問わず、表面に塗布し又は染み込ませたものを除く。)

官 報 (号 外)

平成七年三月十日 衆議院会議録第十四号 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を

同類告白

113

五四〇七・六一

その他の織物(ポリエスチルの長織維の重量が全重量の八五%以上ものに限る)テクスチャード加工をしてないポリエスチルの長織維の重量が全重量の八五%以上のもの

一 紬の重量が全重量の一〇%を超えるもの

二 その他のもの

(1)

特定合成織維のみから成るもの並びにアセト酸織維及びアセト酸織維のみから成るもの

(2)

その他のもの

一 線の重量が全重量の一〇%を超えるもの

二 その他のもの

(1)

その他のもの

(2)

その他のもの

(3)

その他のもの

(4)

その他のもの

(5)

その他のもの

(6)

その他のもの

(7)

その他のもの

(8)

その他のもの

(9)

その他のもの

(10)

その他のもの

(11)

その他のもの

(12)

その他のもの

(13)

その他のもの

(14)

その他のもの

(15)

その他のもの

(16)

その他のもの

(17)

その他のもの

(18)

その他のもの

(19)

その他のもの

(20)

その他のもの

(21)

その他のもの

(22)

その他のもの

(23)

その他のもの

(24)

その他のもの

(25)

その他のもの

(26)

その他のもの

(27)

その他のもの

(28)

その他のもの

(29)

その他のもの

(30)

その他のもの

(31)

その他のもの

(32)

その他のもの

(33)

その他のもの

(34)

その他のもの

(35)

その他のもの

(36)

その他のもの

(37)

その他のもの

(38)

その他のもの

(39)

その他のもの

(40)

その他のもの

(41)

その他のもの

(42)

その他のもの

(43)

その他のもの

(44)

その他のもの

(45)

その他のもの

(46)

その他のもの

(47)

その他のもの

(48)

その他のもの

(49)

その他のもの

(50)

その他のもの

(51)

その他のもの

(52)

その他のもの

(53)

その他のもの

(54)

その他のもの

(55)

その他のもの

(56)

その他のもの

(57)

その他のもの

(58)

その他のもの

(59)

その他のもの

(60)

その他のもの

(61)

その他のもの

(62)

その他のもの

(63)

その他のもの

(64)

その他のもの

(65)

その他のもの

(66)

その他のもの

(67)

その他のもの

(68)

その他のもの

(69)

その他のもの

(70)

その他のもの

(71)

その他のもの

(72)

その他のもの

(73)

その他のもの

(74)

その他のもの

(75)

その他のもの

(76)

その他のもの

(77)

その他のもの

(78)

その他のもの

(79)

その他のもの

(80)

その他のもの

(81)

その他のもの

(82)

その他のもの

(83)

その他のもの

(84)

その他のもの

(85)

その他のもの

(86)

その他のもの

(87)

その他のもの

(88)

その他のもの

(89)

その他のもの

(90)

その他のもの

(91)

その他のもの

(92)

その他のもの

(93)

その他のもの

(94)

その他のもの

(95)

その他のもの

(96)

その他のもの

(97)

その他のもの

(98)

その他のもの

(99)

その他のもの

(100)

その他のもの

(101)

その他のもの

(102)

その他のもの

(103)

その他のもの

(104)

その他のもの

(105)

その他のもの

(106)

その他のもの

(107)

その他のもの

(108)

その他のもの

(109)

その他のもの

(110)

その他のもの

(111)

その他のもの

(112)

その他のもの

(113)

その他のもの

(114)

その他のもの

(115)

その他のもの

(116)

その他のもの

(117)

その他のもの

(118)

その他のもの

(119)

その他のもの

(120)

その他のもの

(121)

その他のもの

(122)

その他のもの

(123)

その他のもの

(124)

その他のもの

(125)

その他のもの

(126)

その他のもの

(127)

その他のもの

(128)

その他のもの

(129)

その他のもの

(130)

その他のもの

(131)

その他のもの

(132)

その他のもの

(133)

その他のもの

(134)

その他のもの

(135)

その他のもの

(136)

その他のもの

(137)

その他のもの

(138)

その他のもの

(139)

その他のもの

(140)

その他のもの

(141)

その他のもの

(142)

その他のもの

(143)

その他のもの

(144)

その他のもの

(145)

その他のもの

(146)

その他のもの

(147)

その他のもの

(148)

その他のもの

(149)

その他のもの

(150)

その他のもの

(151)

その他のもの

(152)

その他のもの

(153)

その他のもの

(154)

その他のもの

(155)

その他のもの

(156)

その他のもの

(157)

その他のもの

(158)

その他のもの

(159)

その他のもの

(160)

その他のもの

(161)

その他のもの

(162)

その他のもの

(163)

その他のもの

(164)

その他のもの

(165)

その他のもの

(166)

その他のもの

(167)

その他のもの

(168)

その他の

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

七二一七・三〇	その他の卑金属をめつきしたもの	三・九%
七二一七・九〇	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの 二 その他のもの	四・六%
七二一八・九〇	一 炭素の含有量が全重量の〇・六%未満のもの 二 その他のもの	三・九%
別表第七二・一八項中	七二一八・九〇 その他のもの	四・六% を
七二一八・九一	その他のもの	
七二一八・九九	横断面が長方形(正方形を除く)のもの	四・六% を
別表第七二・二三項中	七二一一・一〇 横(熱間圧延、熱間引抜き又は押し出しをしたものに限る)のもの	四・六% を
七二一一・一九	横(熱間圧延、熱間引抜き又は押し出しをしたものに限る)のもの	四・六% を
七二一一・一	横(熱間圧延、熱間引抜き又は押し出しをしたものに限る)のもの	四・六% を
七二一一・一九	横断面が円形のもの	四・六% を
七二一一・一九	その他のもの	四・六% を
別表第七二・一五項を次のように改める。		
七二一五・一五	その他の合金鋼のフラットロール製品(幅が六〇〇ミリメートル以上)のものに限る。)けい素電気鋼のもの	五・八%
七二一五・一	方向性けい素鋼のもの	四・六%
七二一五・一九	その他のもの	四・六%
七二一五・二〇	高速度鋼のもの	六・六%
七二一五・三〇	その他のもの(熱間圧延をしたもの(更に加工したものを除く)で巻いたものに限る。)除く)で巻いてないものに限る。	五・八%
七二一五・四〇	一 合金工具鋼のもの 二 その他のもの	四・六%
七二一五・五〇	その他のもの(冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したもの(除く))	五・八%
一 合金工具鋼のもの		
二 その他のもの		
別表第七二・一五項を次のように改める。		
七二一五・九二	亞鉛をめつきしたものの(電気めつきによるものを除く)に改める。	六・三%
七二一五・九一	一 バイメタル(張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る) 二 合金工具鋼のもの 三 その他のもの	五・八%
七二一五・九九	亞鉛をめつきしたものの(電気めつきによるものを除く)に改める。	四・六%
別表第七二・一六項中	七二一六・一〇 けい素電気鋼のもの	四・六% を
七二一六・一一	けい素電気鋼のもの	五・八%
七二一六・一九	方向性けい素鋼のもの	四・六%
七二一六・一九	その他のもの	四・六%
九二号の次に次の二号を加える。		
七二一六・九三	一 バイメタル(張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る) 二 合金工具鋼のもの	六・三%
七二一六・九四	三 その他のもの	五・八%
七二一六・九四	一 バイメタル(張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る) 二 合金工具鋼のもの	四・六%
七二一六・九四	三 その他のもの	四・六%
七二一六・九四	一 バイメタル(張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る) 二 合金工具鋼のもの 三 その他のもの	四・六% を
七二一六・九四	一 バイメタル(張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る) 二 合金工具鋼のもの 三 その他のもの	五・八%
七二一六・九四	一 バイメタル(張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る) 二 合金工具鋼のもの 三 その他のもの	六・三%
七二一六・九四	一 バイメタル(張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る) 二 合金工具鋼のもの 三 その他のもの	五・八%
七二一六・九四	一 バイメタル(張合せ加工を行つたもので、ニッケルの含有量が全重量の一〇%を超えるものに限る) 二 合金工具鋼のもの 三 その他のもの	四・六%

外 報 (号)

別表第七三・〇四項中

七三〇四・一〇	油又はガスの掘削に使用する種類及びドリルパンク、チューーピング	無税
七三〇四・一二	ドリルパイプ	無税
七三〇四・一九	その他のもの	五・二%
	合金属製のもの	三・九%
	口 その他のもの	五・二%
	油又はガスの掘削に使用する種類及びドリルパンク、チューーピング	三・九%
七三一四・一二	ドリルパイプ	無税
七三一四・一三	その他のもの	五・二%
七三一四・一四	一 合金属製のもの	三・九%
	二 その他のもの	五・二%
七三一四・一九	別表第七三・〇五項中「の外側及び内側」を削る。	三・九%
七三一四・二一	別表第七三・一四項を次のように改める。	三・九%
七三一四・二二	ワイヤクロス(ワイヤエンドレスバンドを含む)、ワイヤグリル、網及び棚(鉄鋼の線から製造したものに限る)並びに鐵鑄製のエキスパンデッドメタル織つたワイヤクロス	三・九%
七三一四・二三	その他の機械用ワイヤエンドレスバンド	三・九%
七三一四・一〇	その他の織つたクロス(ステンレス鋼製のものに限る)。	三・九%
七三一四・一九	その他のもの	三・九%
七三一四・二〇	ワイヤグリル、網及び棚(横断面の最大寸法が三ミリメートル以上との線から製造し、網目の大きさが一〇〇平方センチメートル以上のもので、網目の交点を溶接したものに限る)。	三・九%
七三一四・二一	ワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び棚(網目の交点を溶接したものに限る)。	三・九%
七三一四・二二	亞鉛をめつきしたもの	三・九%
七三一四・二三	その他のもの	三・九%
七三一四・二四	その他のワイヤクロス、ワイヤグリル、網及び棚	三・九%
七三一四・二五	亞鉛をめつきしたもの	三・九%
七三一四・二六	プラスチックを被覆したもの	三・九%

別表第七四・一四項中

七三一四・四九	その他のもの	三・九%
七三一四・五〇	エキスパンデッドメタル	三・九%
七四一四・一〇	機械用ワイヤエンドレスバンド	無税
七四一四・一九	ワイヤクロス	無税
七四一八・一	別表第七四・一八項を次のように改める。	三・九%
七四一八・一九	衛生用品及びその部分品	三・九%
七四一八・二〇	瓶洗い、ボリッキングラブその他これらに類する製品	三・九%
七五〇八・九〇	その他	三・九%
七五〇八・一〇	その他	三・九%
七五・〇八	その他のニッケル製品	三・九%
七五・〇八	ワイヤクロス、ワイヤグリル及び網(ニッケルの線から製造したものに限る)	三・九%
七五・〇八	その他のもの	三・九%
七五・〇八	別表第七五・〇八項を次のように加える。	三・九%
七五・〇八	2 第七五〇八・一〇号において線には、この類の注1(c)の規定にかかるらず、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下のもの(横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない)のみを含む。	三・九%
七五・〇八	別表第七六類の号注に次のように加える。	三・九%
七五・〇八	2 第七六一六・九一号において線には、この類の注1(c)の規定にかかるらず、横断面の最大寸法が六ミリメートル以下の中のもの(横断面の形状及び巻いてあるかないかを問わない)のみを含む。	三・九%
七六・一五	別表第七六・一五項を次のように改める。	三・九%
七六・一五	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品(アルミニウム製のものに限る)、アルミニウム製の瓶洗い、ボリッキングパッド、ボリッキングラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品(アルミニウム製のものに限る)。	三・九%
七六・一五	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品並びに瓶洗い、ボリッキングパッド、ボリッキングラブその他これらに類する製品	三・九%
七六・一五	瓶洗い、ボリッキングパッド、ボリッキングラブその他これらに類する製品	三・九%
七六・一五	無税	三・九%

報 (号外)

官 報 (号 外)

平成七年三月十日 衆議院会議録第十四号 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案及び同報告書

官報(号外)

別表第八五・二四項を次のように改める。

八五・二四

レコード、テープその他の記録用の媒体(録音その他これに類する記録をしたもの(レコード製造用の原盤及びマスクーを含む。)に限るものとし、第三七類の物品を除く。)

八五・四・一〇

蓄音機用レコード
レーザー読み出しシステム用のディスク

八五・四・三一

音声及び画像以外の記録の再生用のもの
音声のみの再生用のもの

八五・四・三二

その他のもの

八五・四・三九

音声及び画像以外の記録の再生用の磁気テープ
その他の磁気テープ

八五・四・四〇

幅が四ミリメートル以下のもの
幅が四ミリメートル以下のもの

八五・四・四一

幅が四ミリメートルを超えるもの
幅が四ミリメートルを超えるもの

八五・四・四二

磁気カーボード(磁気ストライプを組み込んだものに限る。)
その他のもの

八五・四・四三

音声及び画像以外の記録の再生用のもの
その他のもの

八五・四・四四

音声及び画像以外の記録の再生用のもの
その他のもの

八五・四・四五

音声及び画像以外の記録の再生用のもの
音声のみの再生用のもの

八五・四・四六

音声及び画像以外の記録の再生用のもの
音声のみの再生用のもの

八五・四・四七

音声及び画像以外の記録の再生用のもの
音声のみの再生用のもの

八五・四・四八

音声及び画像以外の記録の再生用のもの
音声のみの再生用のもの

八五・四・四九

音声及び画像以外の記録の再生用のもの
その他のもの

八五・四・五〇

音声及び画像以外の記録の再生用のもの
その他のもの

八五・四・五一

音声及び画像以外の記録の再生用のもの
音声のみの再生用のもの

八五・四・五二

音声及び画像以外の記録の再生用のもの
音声のみの再生用のもの

八五・四・五三

音声及び画像以外の記録の再生用のもの
音声のみの再生用のもの

八五・八・二一

ビデオモニター
カラーのもの

八五・八・二二

白黒その他のモノクロームのもの

八五・八・三〇

ビデオプロジェクター
水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ

八五・九・三一

ビデオプロジェクター
水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ

八五・九・三九

ビデオプロジェクター
水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ

八五・九・四〇

ビデオプロジェクター
水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ

八五・九・四一

ビデオプロジェクター
水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ

八五・九・四二

ビデオプロジェクター
水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ

八五・九・四三

ビデオプロジェクター
水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ

八五・九・四四

ビデオプロジェクター
水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ

八五・九・四五

ビデオプロジェクター
水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ

八五・九・四六

ビデオプロジェクター
水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ

八五・九・四七

ビデオプロジェクター
水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ

八五・九・四八

ビデオプロジェクター
水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ

八五・九・四九

ビデオプロジェクター
水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ

八五・九・五〇

ビデオプロジェクター
水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ

八五・九・五一

ビデオプロジェクター
水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ

八五・九・五二

ビデオプロジェクター
水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ

八五・九・五三

ビデオプロジェクター
水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ

八五・九・五四

ビデオプロジェクター
水銀ランプ、ナトリウムランプ及びメタルハライドランプ

無税

数

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

税

<p

官 報 (号 外)

九〇一一・一二	コンピュータ断層撮影装置	無税
九〇一一・一三	その他のもの(歯科用のものに限る。)	に改める。
九〇一一・一四	その他のもの(医療用又は歯科用のものに限る。)	無税
別表第九〇・五・一〇号を削る。		
<u>別表第九〇・三〇項中</u>	<u>九〇三〇・八一</u>	<u>記録装置を有するもの</u>
九〇三〇・八一	半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器	無税
九〇三〇・八三	その他のもの(記録装置を有するものに限る。)	に改める。
<u>別表第九〇・三一項中</u>	<u>九〇三一・四〇</u>	<u>その他の光学式機器</u>
九〇三一・四一	半導体ウエハー又は半導体デバイスの検査用の機器及びフォトマスク又はレチクル半導体デバイスの製造に使用するものに限る。の検査用の機器	無税
九〇三一・四九	その他のもの	無税
別表第九一・〇一項から第九一・〇三項までの規定中「電池により作動するもの」を「電気式のもの」に改める。		
別表第九一・〇五項中「電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの」を「電気式のもの」に改める。		
別表第九一・〇八項中「電池により作動するもの」を「電気式のもの」に改める。		
別表第九一・〇九項中「電池又は送配電系統により供給される電力により作動するもの」を「電気式のもの」に改める。		
別表第九六一四・一〇号を削り、同表第九六一四・一〇号中「六・四%」を「六・二%」に改める。		
別表第九七類の注14中「電動機」を「液体ポンプ(第八四・一三項参照)、液体又は気体のろ過機及び清浄機(第八四・一二項参照)、電動機」に、「参照」と並びに「参考」と改める。		
別表第一第一号の第一欄中「リキュール」の下に「若しくはコードティアル」を加え、同号の第四欄中「又は第二〇八・九〇号の「」若しくは「」の「」を「」、第二〇八・六〇号又は第二〇八・七〇号に、「第二〇〇・〇〇号」を第二〇六・九〇号の「」の「」の「」、第二〇〇・〇〇号に、「」に、「第一二〇八・一〇号の「」又は第二〇〇・九〇号の「」若しくは「」の「」若しくは「」に改める。		
別表第九七類の注3中「複製品」及び「商業的性格を有する製品」の下に「芸術家がデザインし又は創作したもの(を含む。)」を加える。		

付表第一第一号の第一欄中「第一二〇八・九〇号の二の〔〕」を「第一二〇八・七〇号」に、「第一二〇八・九〇号の一の〔〕のB」を「第一二〇八・六〇号又は第一二〇八・九〇号の一の〔〕のB」に、「第一二〇四・三〇号の二」を「第一二〇六・九〇号の二の〔〕のD」に、「第一二〇四・三〇号の二」を「第一二〇七・一〇号又は第一二〇八・一〇号の二」を「又は第一二〇七・一〇号」に、「第一二〇八・九〇号の一の〔〕又は〔〕」を「第一二〇八・九〇号の一の〔〕又は〔〕」に改める。
(関税暫定措置法の一部改正)
第三条 関税暫定措置法(昭和三十五年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。
第六条 第一項及び第四項並びに第七条第一項中「平成七年三月三十一日」を「平成八年三月三十一

官 報 (号 外)

官 報 (号外)

別表第一の三第一九・〇一項中「ココア粉を含有するものにあつてはその含有量」を「ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量」に、「五〇%」を「四〇%」に、「一〇%」を「五%」に改める。

別表第一の三第一九・〇四項中「及び粒状の」を「並びに粒状又はフレーク状の」に改め、「(とうもろこしを除く。)」の下に「及びその他の加工穀物(粉及びミールを除く。)」を、「調製をしたもの」の下に「(他の項に該当するものを除く。)」を加え、同表第一九〇四・一〇号の次に次の二号を加える。

一九〇四・一〇

いつてない穀物のフレークから得た調製食品及びいつてない穀物のフレーク又は膨脹させた穀物との混合物から得た調製食品

(一) 小麦(ライ小麦を含む。)又は大麦(裸麦を含む。)の五〇%以上の調製食品

(二) 小麦(ライ小麦を含む。)のものうち

別表第一第一九〇四・一〇号の「」に掲げる税率の適用を受けるもの以外のもの

一キログラムに つき三〇円二〇銭	一キログラムに つき二九円四〇銭	一キログラムに つき二八円六〇銭	一キログラムに つき二七円八〇銭	一キログラムに つき二七円三三銭	一キログラムに つき二六円六〇銭
一キログラムに つき三〇円二七銭	一キログラムに つき二九円五三銭	一キログラムに つき二八円八〇銭	一キログラムに つき二七円八〇銭	一キログラムに つき二七円三三銭	一キログラムに つき二六円六〇銭
一キログラムに つき三〇円二〇銭	一キログラムに つき二九円四〇銭	一キログラムに つき二八円六〇銭	一キログラムに つき二七円八〇銭	一キログラムに つき二七円三三銭	一キログラムに つき二六円六〇銭
一キログラムに つき三〇円二〇銭	一キログラムに つき二九円四〇銭	一キログラムに つき二八円六〇銭	一キログラムに つき二七円八〇銭	一キログラムに つき二七円三三銭	一キログラムに つき二六円六〇銭
一キログラムに つき三〇円二〇銭	一キログラムに つき二九円四〇銭	一キログラムに つき二八円六〇銭	一キログラムに つき二七円八〇銭	一キログラムに つき二七円三三銭	一キログラムに つき二六円六〇銭

別表第一の五第一一項中「第一〇四〇五・〇〇号の「」を「第一〇四〇五・一〇号の「」、第一〇四〇五・二〇号又は第一〇四〇五・九〇号の「」に、「第一〇四〇五・〇〇号の「」を「第一〇四〇五・一〇号の「」又は第一〇四〇五・九〇号の「」に改める。

別表第一の五第一三項中「第一九〇四・一〇号の「」の下に「、第一九〇四・一〇号の「」」を加える。

別表第一の五第一四項中「第一九〇四・一〇号の「」の下に「、第一九〇四・一〇号の「」」を加える。

別表第一の五第一三項中「第一九〇一・一〇号の「」」を「第一八〇六・一〇号の「」」、第一八〇六・九〇号の「」の「A」、第一九〇一・一〇号の「」の「B」に改める。

別表第一の五第二五項中「第一一〇一・一〇号の「」」を「第一一〇一・一一号の「」」の「A」、第一一〇一・一〇号の「」の「B」を「第一一〇一・一一号の「」」の「B」に改める。

別表第一の六第三〇項中「第一〇四〇五・〇〇号の「」」を「第一〇四〇五・一〇号の「」」、第一〇四〇五・二〇号の「」を加える。

七一の二	関税率表第一八〇六・二〇号の「」に掲げる物品
七一の三	関税率表第一八〇六・九〇号の「」の「A」に掲げる物品

第一〇号又は第一〇四〇五・九〇号の「」に改める。

別表第一の六第三一項中「第一〇四〇五・〇〇号の「」」を「第一〇四〇五・一〇号の「」」又は第一〇四〇五・九〇号の「」に改める。

別表第一の六第七一項の次に次の二項を加える。

七一の二	別表第一の六第八六項中「第一九〇四・一〇号の「」」の下に「又は第一九〇四・一〇号の「」」の「」を加える。
七一の三	別表第一の六第八七項中「第一九〇四・一〇号の「」」の下に「又は第一九〇四・一〇号の「」」の「」を加える。

官報(号外)

A「に改める。

別表第一の六第九一項中「第二一〇一・一〇号の二の丁のB」を「第二一〇一・一一号の二の丁のB」に改める。

別表第二第〇七一一・一〇号を削る。

別表第二第〇七一一・九〇号を次のように改める。

○七一一・九〇

その他の野菜及び野菜を混合したもの

二 その他のもの

ばれいしょ(切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したものと除く)たけのこ

七・五%
一〇%

別表第二第〇八・〇一項を次のように改める。

○八・〇一
○八〇一・一九
○八〇一・二二
○八〇一・二三

ココやしの実、ブラジルナット及びカシュー・ナット(生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いたもの)

ココやしの実

乾燥したもの

その他もの

ブラジルナット

殻付きのもの

殻を除いたもの

七・五%
一〇%

別表第一第一八〇六・九〇号中

二 その他のもの

理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、自動車用織維製品等の関税率の撤廃及びとうもろこしに係る関税割当制度の拡充等を図るとともに、平成七年三月三十一日に適用期限の到来する石油関係の免税還付制度の適用期限の延長等の措置を講ずるほか、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約に定める品目表が改正されることに伴い、関税率表の品目表に関する所要の調整を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

石油関係の免税還付制度の適用期限の延長等の措置を講ずるほか、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約に定める品目表が改正されることに伴い、関税率表の品目表に関する所要の調整を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

2 その他の改正

(一) 「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に定める品目表が改正されることに伴い、関税率表の品目表に関する所要の調整を行なうこととする。

(二) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この法律は、平成七年四月一日から施行する」ととする。ただし、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」に係る規定については、平成八年一月一日から施行することとする。

一 議案の可決理由

最近における内外の経済情勢の変化に対応し、我が国の市場の一層の開放を図る等の見地から、次により、関税率、免税還付制度等について所要の改正を行うこととする。

(一) 平成七年三月三十一日に適用期限の到来する石油関係の免税還付制度について、その適用期限を延長する。

(二) 自動車用織維製品等の関税率を撤廃する。

(三) とうもろこしに係る関税割当制度を拡充する等その他所要の措置を講ずる。

なお、本案に対しては、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に伴う平成七年度の関税収入減収額は、約三十億円と見込まれている。

右報告する。

平成七年三月八日

大蔵委員長 尾身 幸次

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議長 土井たか子殿

参議院議長 原 文兵衛

処遇改善、職場環境の充実等に特段の努力を行うこと。

海上衝突予防法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成七年二月二十二日

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議長 土井たか子殿

参議院議長 原 文兵衛

〔別紙〕
関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢に対応するとともに、国内産業、特に農林水産業及び中小企業への影響に十分配慮しつつ、国民経済的観点に立って国民生活の安定に寄与するよう努めること。

一 国際化の著しい進展等による貿易量、出入国者数の伸長等に伴い、より適正で迅速な通商に加え、麻薬、覚せい剤、鉄砲、知的財産権侵害物品、ワシントン条約物品等の水際における取締りの一層の強化が国際的、社会的要請になっていることにかんがみ、税関業務の一層効率化のための措置を講ずるほか、商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約に定める品目表が改正されることに伴い、関税率表の品目表に関する所要の調整を行なうとともに、今後とも税関業務の特殊性を考慮して、中長期的展望に基づく税関職員の定員の確保はもとより、その

第一二六条第一項中「次項」を「第四項」に改め、「魚ろうをしているもの」の下に「(以下この条において「トロール従事船」という。)」を加え、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「(長さ二十メートル未満の漁ろうに従事している船舶について、トロール以外の漁法により漁ろうをしてい

るものを」を削り、同條第二項中「航行中」を「トロール従事船以外の航行中」に改め、「であつて、トロール以外の漁法により漁ろうをしてい

号外報

次の二項を加える。

3 長さ二十メートル以上のトロール従事船は、他の漁ろうに従事している船舶と著しく接近している場合は、第一項の規定による灯火のほか、次に定めるところにより、同項第一号の白色の全周灯よりも低い位置の最も見えやすい場所に灯火を表示しなければならない。この場合において、その灯火は、第二十二条の規定にかかわらず、一海里以上三海里未満（長さ五十メートル未満のトロール従事船にあっては、一海里以上二海里未満）の視認距離を得るのに必要な運輸省令で定める光度を有するものでなければならぬ。

一 投網を行つてている場合は、白色の全周灯一個を垂直直線上に掲げること。

二 握綱を行つていている場合は、白色の全周灯一個を垂直直線上に掲げること。

三 網が障害物に絡み付いている場合は、紅色の全周灯一個を掲げること。

4 長さ二十メートル以上のトロール従事船であつて、一そびきのトロールにより漁ろうをしているものは、他の漁ろうに従事している船舶と著しく接近している場合は、それぞれ、第一項及び前項の規定による灯火のほか、第二十条

第一項及び第二項の規定にかかわらず、夜間ににおいて対をなして他の方の船舶の進行方向を示すように探照灯を照射しなければならない。

附則

この法律は、平成七年十一月四日から施行する。

る。

海上衝突予防法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

本案は、千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則の改正に伴い、漁ろうに従事している船舶が表示すべき形象物及び灯火の表示に関する規定を整備しようとするもの

で、その主な内容は次のとおりである。

1 航行中又はびよう泊中の長さ二十メートル未満の漁ろうに従事している船舶が表示すべき形象物について、かごを廃止することとする。

2 航行中又はびよう泊中の長さ二十メートル未満の漁ろうに従事している船舶のうち、トロールにより漁ろうをしているものが、他の漁ろうに従事している船舶と著しく接近している場合には、その操業状態に応じて表示すべき追加の灯火を定めることとする。

3 この法律は、平成七年十一月四日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、千九百七十二年の海上における衝突の予防のための国際規則の改正に準拠し、船舶の交通の実態の変化等に対応した措置として妥当

なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成七年三月九日

交通安全対策特別委員長 貝沼 次郎

衆議院議長 土井たか子殿

道路交通法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成七年二月二十四日

内閣総理大臣 村山 富市

右

道路交通法の一部を改正する法律案

第二十一号中「追いついた」を「追い付いた」に改め、同条第三項第一号中「車いす」の下に「歩行補助車等」を加え、同項第一号中「自動二輪車若しくは普通自動二輪車」を「次条の大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車」に改める。

第三条中「自動二輪車」を「大型自動二輪車（側車付きのものを含む。以下同じ。）普通自動二輪車」に改める。

第五十九条第二項中「自動二輪車」を「大型自動二輪車、普通自動二輪車」に、「こえる」を「超える」に改める。

第七十一条の四の見出し中「自動二輪車等」を「大型自動二輪車等」に改め、同条第一項中「自動二輪車の」を「大型自動二輪車又は普通自動二輪車若しくは」に、「自動二輪車を」を「大型自動二輪車若しくは」に改め、同条第三項中「自動二輪車」に、「自動二輪車を」を「大型自動二輪車又は普通自動二輪車」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「自動二輪車免許」を「普通自動二輪車免許」に改め、「受けた者」の下に「（同項の大型自動二輪車免許を現に受けている者を除く。）」を加え、「自動二輪車を」を「普通自動二輪車」に改め、同項を同条第五項とし、同条第六項とし、同条第四項中「自動二輪車免許」に改め、「受けた者」の下に「（同項の大型自動二輪車免許を現に受けている者を除く。）」を加え、「自動二輪車を」を「普通自動二輪車を」に改め、同項を同条第五項とし、同条第六項とし、同条第四項中「えがされた」を「描かれた」に改め、同項第十八号中「こえない」を「超えない」に改め、同項

十号中「身体障害者用の車いす」を「自転車、身体障害者用の車いす及び身体障害者用の車いす」を「自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車その他の小型の車で政令で定めるもの（以下「歩行補助車等」という。）に改め、同項第十号中「身体障害者用の車いす」を「自転車、身体障害者用の車いす及び歩行補助車等」に改め、同項第十一号中「車いす」の下に「、歩行補助車等」を加え、同項第十一号の二中「車いす」の下に「、歩行補助車等」を、「もとの」の下に「（人の力を補うため原動機を用いるものであつて、総理府令で定める基準に該当するものとされる。）」を加え、同項第十六号中「えがされた」を「描かれた」に改め、同項

三項の次に次の二項を加える。

4 第八十四条第三項の大型自動二輪車免許を受けた者で、当該大型自動二輪車免許を受けてい

「旧法」一輪免許」という。)は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第八十四条第三項の大型自動二輪車免許(以下「大型自動二輪車免許」という。)又は同項の普通自動二輪車免許(以下「普通自動二輪車免許」という。)とみなす。

一次号及び第三号に掲げるもの以外のもの
大型自動二輪車免許

二 旧法第九十一条の規定により、運転することができる旧法第三条の自動二輪車(以下「旧法自動二輪車」という。)が新法第三条の普通自動二輪車(以下「普通自動二輪車」という。)に相当するものに限る旨の限定が付されているもの 普通自動二輪車免許

三 道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第九十六号。)次条第一項において「昭和四十年改正法」という。附則第二条第一項の規定により旧法一輪免許とみなされるもので、附則第十二条の規定による改正前の同法附則第二条第四項に規定する審査に合格しなかった者に係るもの 普通自動二輪車免許

2 旧法一輪免許が前項第一号に規定する限定の解除を受けたことにより同項の規定により大型自動二輪車免許とみなされることとなる場合における当該大型自動二輪車免許は、当該旧法一輪免許を受けた日に受けたものとする。

第三条 旧法第九十一条の規定により旧法一輪免

許について付された自動車等の運転に係る限定又は条件でこの法律の施行の際現にその効力を有するもの(前条第一項第二号に規定する限定であって、新法第三条の規定による大型自動二輪車と普通自動二輪車との区分に係るもの)を除く。)は、新法第九十一条の規定により大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許について付された自動車等の運転に係る限定又は条件とみなす。

2 前条第一項の規定により普通自動二輪車免許とみなされる同項第三号に掲げる運転免許は、新法第九十一条の規定により運転することができる普通自動二輪車が第二種原動機付自転車(昭和四十年改正法第一条の規定による改正前の道路交通法第三条第二項の第二種原動機付自転車をいう。)に相当するものに限る旨の限定が付されているものとみなす。

第四条 この法律の施行の際現にされている旧法二輪免許の申請は、当該旧法二輪免許により運転することができる旧法自動二輪車を普通自動二輪車に相当するものに限定してされたものに付されているものとみなす。

第五条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行前にされた旧法二輪免許に係る処分又は手続は、附則第二条第一項の規定による運転免

許又は普通自動二輪車免許に係る処分又は手続としてされたものとみなす。

第六条 この法律の施行の際現に旧法一輪免許に係る運転免許試験に合格して旧法一輪免許を受けていない者は、当該旧法一輪免許により運転することができる旧法自動二輪車を普通自動二輪車に相当するものに限定して行われた当該運転免許試験に合格した者については普通自動二輪車免許に合格したものとみなす。

第七条 この法律の施行の際現に附則第二条第一項の規定により大型自動二輪車免許とみなされる運転免許試験に合格した者と、輪車免許に係る運転免許試験に合格した者と、それ以外の旧法一輪免許に係る運転免許試験に合格した者については大型自動二輪車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなす。

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

第十一条 道路交通法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

(道路交通法の一部を改正する法律の一部改正)
附則第二条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、「運転したとき、又は前項に規定する者が同項の規定により運転する」とができる自動二輪車以外の自動二輪車を」を削り、同項を同条第四項とする。

附則第五条第五項中「同条第五項」を「同条第四項」に改める。

(駐車場法の一部改正)
第十二条 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

官報(号外)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成八年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

3 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律(平成二年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一項を削り、同条第三項中「施行日前」を「この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項を同条第三項とする。

理 由

軽自動車である自動車の保管場所に係る届出等に関する規定の適用地域を拡大する場合における当該届出をしなければならない者を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する

報告書

1 本案は、軽自動車の保管場所に係る届出等に関する規定の適用地域を拡大する場合における

当該届出をしなければならない者を定めること

等所要の規定の整備を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 軽自動車の保管場所に係る届出等に関する規定の適用地域の拡大によって新たに適用地域となった地域に使用の本拠の位置を有して運行の用に供されている軽自動車について保

有者の変更があった場合の新保有者であつて、当該自動車を運行の用に供しようとするものは、当該自動車の保管場所の位置等を届け出なければならないこととする。

2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 この法律は、平成八年一月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、軽自動車の保管場所の確保義務の履行を促進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成七年三月九日

交通安全対策特別委員長 目沼 次郎
衆議院議長 土井たか子殿

第八条第七項の表を次のように改める。

障害の程度	金	額
第一款症	五、八六六、〇〇〇円	
第二款症	四、八六五、〇〇〇円	
第三款症	四、一七四、〇〇〇円	
第四款症	三、四二九、〇〇〇円	
第五款症	二、七五〇、〇〇〇円	

平成七年二月二日

内閣総理大臣 村山 富市

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を

改正する法律

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第七条法律第二百二十七号)の一部を次のように改

平成七年三月十日 衆議院会議録第十四号

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案及び同報告書

日とする

六一

第八条の二第一項の表を次のよきに改める

障害の程度	年	金額
特別項症	第一項症	第一項症の年金額たゞ一、九四一、五〇〇円以内の額を加えた額
第二款症	第二項症	一、一〇三、五〇〇円
第三款症	第三項症	三、五〇六、〇〇〇円
第四款症	第四項症	二、八九七、六〇〇円
第五款症	第五項症	二、二九六、八〇〇円
第六款症	第六項症	一、八六七、九〇〇円
第一款症	第一項症	一、五三三、六〇〇円
第二款症	第二項症	一、三七六、〇〇〇円
第三款症	第三項症	一、一五九、四〇〇円
第四款症	第四項症	一、〇〇六、九〇〇円
第五款症	第五項症	八一三、七〇〇円
		七一五、七〇〇円

第八条の二第三項の表を次のように改める。

障害の程度	金額
第一款症	四、四七一、二〇〇円
第二款症	三、七一〇、〇〇〇円
第三款症	三、一八一、八〇〇円
第四款症	二、六一四、二〇〇円
第五款症	一、〇九七、五〇〇円

第二十六條第一項中「百八十五万七千九百円」を「百八十七万八千九百円」に改める。
第二十七条第一項中「百八十五万七千九百円」を「百八十七万八千九百円」に、「百四十七万三

十九百田」を「百四十九万九百田」に改め、同条
第三項の表中「四六〇、田五〇田」を「四六六、
五五〇田」に、「三六六、一五〇田」を「三七一、
一五〇田」に、「一五三、〇五〇田」を「一五六、

一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律による改正前の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金について、なお従前の例による。

この法律による改正後の戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による特別弔慰金を受け取ることができる者に交付する同法第五条第一項に規定する国債の発行の日は、平成七年十月一

き上げるとともに、恩給法による公務扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給するものであり、その要請は次のとおりである。

月から次のとおり引き上げること。

1 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正
障害年金、遺族年金等の額を、平成七年四

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正)

第二条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第二百零二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第三項、第二条の一、第二条の三第一項並びに第三条ただし書中「平成元年四月一日」を「平成七年四月一日」に改める。

第五条第一項中「十八万円」を「四十万円」に、「六年」を「十年」に改める。

附 則

(施行期日)

理由 戰傷病者、戰没者遺族等の待遇の改善を図るために、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けてい る者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官報(号外)

(二) 遺族年金及び遺族給与金

区分	現行	改正後
公務死	一、八五七、九〇〇円	一、八七八、九〇〇円
勤務関連死	一、四七三、九〇〇円	一、四九〇、九〇〇円
平病死	四六〇、五五〇円	四六六、五五〇円
併発死		
勤務関連(軽症)	二六六、一五〇円	三七一、一五〇円
公務傷病併発	三六六、一五〇円	三七一、一五〇円
勤務関連傷病併発	一五三、〇五〇円	二五六、六五〇円

2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正

平成七年四月一日における戦没者の遺族で、同一の戦没者に関する公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対して、特別弔慰金として額面四十万円、十年償還の国債を支給すること。

3 この法律は、平成七年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るために、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるとともに、公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいない戦没者等の遺族に特別弔慰金を支給する措置を講じることは、時宜に適るものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、障害年金、遺族年金等の額を引き上げるための経費として平成七年度一般会計予算(厚生省所管)において、約九億円が計上されている。

また、特別弔慰金に係る国債償還に必要な経費として、平成八年度以降における国債整理基金特別会計(大蔵省所管)の中でも、総額六千四十五億円が計上される見込みである。

右報告する。

平成七年三月十日

厚生委員長 岩垂寿喜男
衆議院議長 土井たか子殿

衆議院会議録第九号中正誤

ペジ	段行	誤	正
六	二	今後	今度
八	一	質疑を	質疑は
三	四	(五)	中小企業
七	二		中小企業者

官 報 (号 外)

明治二十九年三月三十日
第三種郵便物記可日

平成七年三月十日 衆議院会議録第十四号

(第十号の発送は都合により後日となるため、第十四号を先に発送しました。)

発行所	〒105 東京都港区
大蔵省印製局	虎ノ門二丁目二番四号
電話	03 (3587) 4294
定価	本号 一冊 配税 送六円 一〇六円 料金を含む 別付